

# 第二次秋田県犯罪被害者等支援基本計画

平成 2 3 年 3 月

秋 田 県

## はじめに

日本は、世界で最も治安が良い国といわれていますが、その中でも本県は、犯罪の発生率(犯罪認知件数/人口十万人)が、全国で最も低い県です。

また、犯罪が発生しても検挙率は全国トップクラスとなっているほか、交通事故の発生件数や死傷者数も年々減少し、県交通安全計画における目標を達成しています。

このように「安全・安心に暮らせる」本県ではありますが、殺人や強盗などの凶悪な事件や交通事故による死者は発生しており、誰もが犯罪被害者等になる可能性があります。

一方、多くの県民は、犯罪に巻き込まれたり、身近で犯罪被害者等に接する機会が少ないこともあって、被害者の置かれた立場について十分に理解が進んでいません。しかしながら一旦、被害を受けると、生命、身体、財産に対する直接的被害だけでなく、その後も長きにわたり精神面や経済面の不安など様々な課題を抱えて生活を送ることになります。

このため、犯罪被害者等に対する県民の支援の輪が広がり、平穏な生活を少しでも早く取り戻せるようにすることが喫緊の課題です。

こうした状況を踏まえ、このたび、「第二次秋田県犯罪被害者等支援基本計画」を策定いたしました。計画では、「犯罪被害者等の置かれた立場が県民に理解され、尊重と配慮がなされる安全安心な社会」を目指して、4つの基本方針のもと、5つの重点課題を設定し、関係機関や秋田被害者支援センター等と連携し各施策を推進してまいります。

また、これまで「犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族」としてきた「犯罪被害者等」の対象者を、「内縁関係者や婚約者等」も含めて運用していくこととしております。

こうした取組を行いながら、県や関係機関・団体、県民等の責務を明らかにし、社会全体で犯罪被害者等に対する支援を推進していくため、早期に「秋田県犯罪被害者等支援条例」の制定を目指してまいります。

計画の推進にあたっては、「犯罪被害者等の置かれた立場」について、県民一人ひとりの理解が何よりも大切ですので、周知にも力を入れていくことにしています。県民の皆様のお力添えをお願いいたします。

結びに、本計画の策定に当たりご尽力いただきました「第二次秋田県犯罪被害者等支援基本計画検討委員会」の委員をはじめ、関係機関・団体、ご意見をお寄せいただいた皆様に厚くお礼申し上げます。

平成23年3月

秋田県知事 佐竹敬久

# 目 次

<b>I 計画策定の趣旨</b>	<b>1</b>
1 趣旨	1
2 計画の性格	1
3 計画の期間	1
4 計画の構成	1
5 計画の推進体制	1
<b>II 計画推進にあたっての基本的な考え方</b>	<b>2</b>
1 犯罪被害者等の現状	2
2 秋田県犯罪被害者等支援基本計画の成果と課題	4
3 計画の基本的な方向	7
<b>III 重点課題に係る具体的施策</b>	<b>9</b>
<b>第1 損害回復・経済的支援</b>	<b>9</b>
1 損害賠償請求等に関する周知（基本法第12条関係）	9
2 給付金制度等の充実（基本法第13条関係）	11
3 居住先の安定確保（基本法第16条関係）	12
4 安定的な雇用の継続（基本法第17条関係）	14
<b>第2 精神的・身体的被害の回復・防止</b>	<b>15</b>
1 保健医療サービス及び福祉サービスの充実等（基本法第14条関係）	15
2 安全の確保の充実等（基本法第15条関係）	17
3 保護、捜査、公判における配慮の充実等（基本法第19条関係）	20
<b>第3 刑事手続への関与の充実</b>	<b>21</b>
1 刑事手続への関与のための情報提供や体制の充実（基本法第18条関係）	21
<b>第4 支援体制等の整備充実</b>	<b>23</b>
1 関係機関による総合的・横断的な支援活動の展開及び情報提供の充実強化（基本法第11条関係）	23
2 犯罪被害者等の支援に係る研修の充実と人材の養成（基本法第21条関係）	25
3 民間団体に対する援助（基本法第22条関係）	26
<b>第5 県民の理解の増進</b>	<b>27</b>
1 各種啓発による県民理解の増進（基本法第20条関係）	27
2 学校現場における犯罪被害者等支援取組の充実（基本法第20条関係）	28
<b>IV 資料</b>	<b>30</b>
1 基本計画検討委員会名簿及び策定経過	31
2 秋田県犯罪被害者等支援基本計画に係る成果と課題	32
3 市町村における犯罪被害者等基本条例・見舞金条例の制定状況	44
4 平成22年犯罪被害者等に対するアンケート結果の概要	45
5 犯罪被害者等基本法	47

# I 計画策定の趣旨

## 1 趣旨

平成16年に犯罪被害者等基本法（以下「基本法」といいます。）が成立し、<sup>(\*)</sup>犯罪被害者等のための施策に関する国、地方公共団体及び国民の責務が明らかにされました。

平成17年末には国の犯罪被害者等基本計画が閣議決定され、本県では、18年に22年度までの5年間を期間とする「秋田県犯罪被害者等支援基本計画」を策定し、県・市町村、県警察、国の機関、(社)秋田被害者支援センター等と連携して各種施策を推進してきました。

本年度が計画期間の最終年度となることから、これまでの計画の成果と課題を踏まえ、第二次の計画を策定するものです。

## 2 計画の性格

(1) この計画は、犯罪被害者等基本法第5条の規定に基づく計画です。

(2) 計画では、犯罪被害者等の権利利益の保護と、適切な支援を行うため、基本方針や重点課題を掲げて取り組む具体の施策を示しており、本県の犯罪被害者等に係る施策推進の基本的な指針となるものです。

## 3 計画の期間

この計画の期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間とします。

ただし、計画期間中であっても、社会状況や計画の進捗状況など必要に応じて見直しを行います。

## 4 計画の構成

計画では、「犯罪被害者等の置かれた立場が県民に理解され、尊重と配慮がなされる安全安心な社会」を目指していくため、4つの基本方針のもと、5つの重点課題を掲げて、各施策を展開していきます。

## 5 計画の推進体制

県や市町村、県警察、国などの機関、県内において民間の中核を担う(社)秋田被害者支援センター等が、より一層の連携を図りながら、犯罪被害者等への各施策を推進していきます。

\*犯罪被害者等 ～ 犯罪等（犯罪及びこれに準じる心身に有害な影響を及ぼす行為をいい、交通事故を含む）の被害者及びその家族又は遺族のことをいう。

## Ⅱ 計画推進にあたっての基本的な考え方

### 1 犯罪被害者等の現状

県では、平成16年に「秋田県安全・安心まちづくり条例」を制定し、市町村や関係機関、自主防犯団体などと連携しながら、「日本一安全・安心な秋田県」の創造に向け各種施策を講じており、<sup>(\*)</sup>刑法犯の<sup>(\*)</sup>認知件数等は減少しているとともに、全国よりも低い状況にあります。

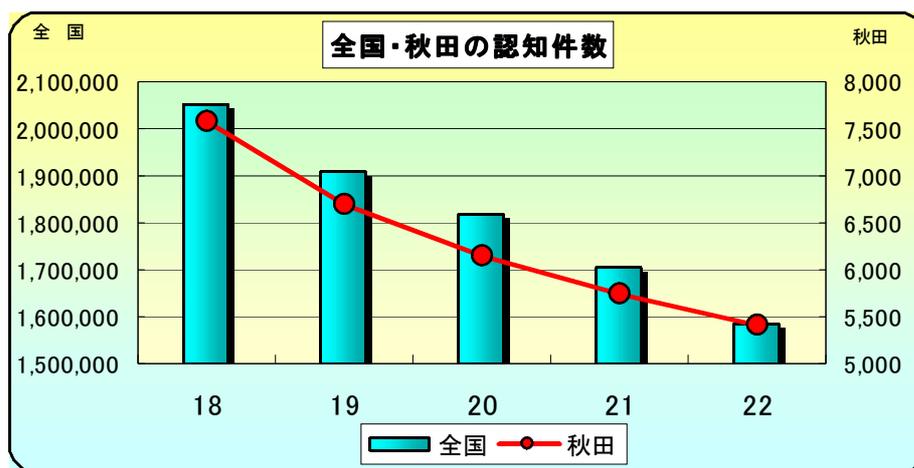
#### (1) 刑法犯の認知件数の推移

本県の刑法犯の認知件数は、平成13年をピークに減少しており、平成22年は人口10万人当たり498件と全国一低くなっています。

県内における主な刑法犯の罪種別認知件数 (単位：件)

	平18	平19	平20	平21	平22
刑法犯認知件数	7,571	6,699	6,134	5,740	5,407
殺人	8	8	4	7	5
強盗	13	7	6	8	6
強姦	8	5	4	4	2
強制わいせつ	23	32	33	19	18
傷害	111	99	89	95	77

刑法犯認知件数の推移 (単位：件)



\* 刑法犯～殺人、強盗、窃盗など、「刑法」等の法律が規定する犯罪で、交通事故（自動車運転過失致死傷・危険運転致死傷等）は含まない。

\* 認知件数～警察において、被害者からの届出等により発生を認知（確認）した事件の数のことをいう。

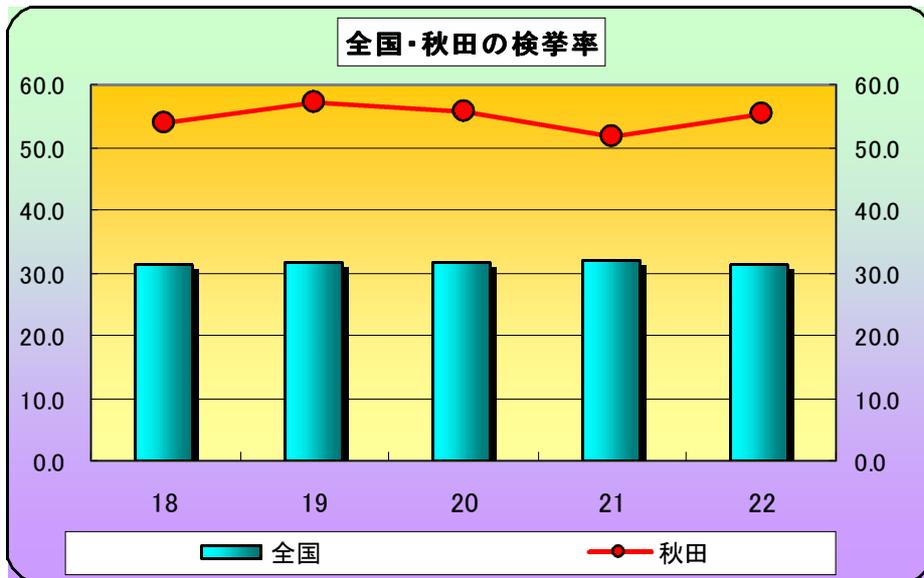
**(2) 刑法犯の検挙率の推移**

本県の犯罪の<sup>(\*)</sup>検挙率は、常に全国トップクラスとなっており、全国平均を大幅に上回っています。

県内における刑法犯の認知・検挙件数及び検挙率の推移 (単位：件)

	平 1 8	平 1 9	平 2 0	平 2 1	平 2 2
刑法犯認知件数	7,571	6,699	6,134	5,740	5,407
<sup>(*)</sup> 検 挙 件 数	4,071	3,817	3,410	2,974	2,994
検 挙 率	53.8%	57.0%	55.6%	51.8%	55.4%

刑法犯検挙率の推移 (単位：%)



\* 検挙件数～刑法犯において警察で検挙した事件の数をいい、特に断り  
のない限り、解決事件の件数を含む。  
\* 検挙率～刑法犯認知件数に対する検挙件数の割合。

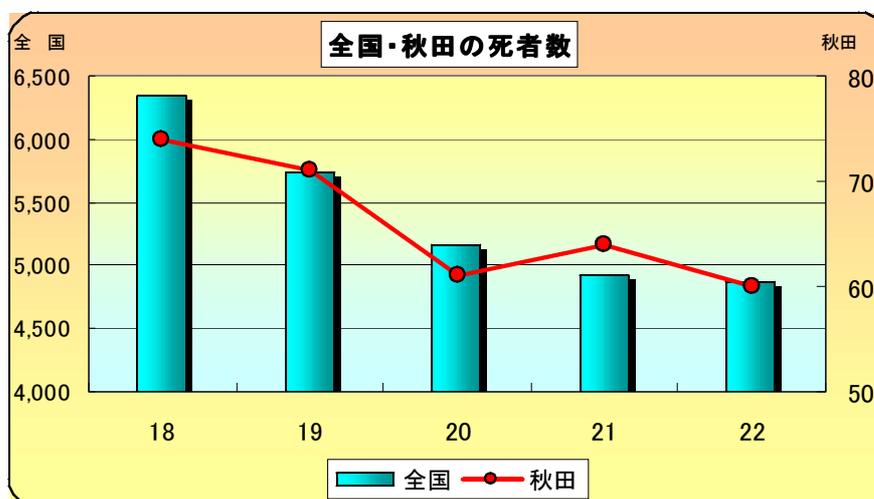
### (3) 交通事故の発生状況

県内における交通事故の発生状況は、発生件数と負傷者数が年々着実に減少しています。また、死者数も減少しており、平成22年は前年を4人下回っています。

県内における交通事故発生状況

	平18	平19	平20	平21	平22
発生件数(件)	4,720	4,365	3,928	3,710	3,206
死者数(人)	74	71	61	64	60
負傷者数(人)	5,877	5,534	4,824	4,552	3,984

交通事故死者数の推移 (単位：人)



以上のとおり、本県においては、犯罪件数が少なく、犯罪が起きても検挙率が高くなっております。

このことは平成21年度の「県民意識調査報告書」でも裏付けられており、23の政策のうち、「安全・安心な生活環境の整備」が整っているとのプラス評価が最も高くなっています。

## 2 秋田県犯罪被害者等支援基本計画の成果と課題

これまで見てきたように、全体的には「安全・安心に暮らせる」県ではありますが、依然として殺人や強盗などの凶悪な事件や交通死亡事故は発生しており、誰もが犯罪被害者等になり得る可能性があります。

このため、県では、県警察や自主防犯団体等と一体となって、犯罪や交通事故を防止する取組を積極的に行っております。その一つとして、鍵かけをテーマとしたキャンペーンなどによる防犯意識の普及啓発や、地域住民による自主的な防犯活動に対する支援を行いながら、「自分たちの街は自分たちで守ろう」という意識の醸成を図っております。これらの取組に合わせ、犯罪被害者等に対する支援に向けた普及啓発など、多様な事業の展開により、「安全・安心な秋田県」の実現に向けて取り組んでおります。

また、交通事故防止対策としては、歩行中の高齢者等の交通死亡事故を抑止するため明るい服装や反射材の着用、早めのライト点灯、ストレッチや筋力トレーニングによる身体機能の維持・向上、交通安全集会・パンフレットの配布など、「秋田県交通指導隊連合会」及び「秋田県交通安全母の会連合会」など各機関・団体と一体となって、啓発事業を推進しております。

秋田県犯罪被害者等支援基本計画の推進により、多くの成果が得られた一方で、依然として様々な課題もあります。

## 【 主な成果 】

- 犯罪被害者等の総合的対応窓口は、県庁や各地域振興局、全市町村に設置され、平成18年度から毎年、「総合的対応窓口担当者研修会」や「ブロック別総合的対応窓口担当者研修会」を開催し、窓口担当者の資質向上への取組を行っています。  
こうした研修会を通じて、県、市町村、県警察、(社)秋田被害者支援センターの実務担当者同士の情報交換を行いながら連携に努めています。
- 犯罪被害者等基本条例は、県内の全ての市町村で制定され、全国一高い制定率となっています。また、犯罪被害者等見舞金支給条例も8市町で制定されており、犯罪被害者等支援に取り組む市町村の割合は高くなっています。
- 県警察では、犯罪被害者支援室に臨床心理士を1人増員するとともに、各警察署の被害者支援係に女性警察官の配置を推進するなど支援体制の整備を図ったほか、性犯罪被害者の緊急避妊費用や司法解剖後の遺体搬送費などの公費負担制度を新たに創設するなど、施策の充実を図っています。
- (社)秋田被害者支援センターは犯罪被害者等早期援助団体に指定され、平成21年度には、犯罪被害者等から交通事故・暴行・傷害、虐待、性的被害、詐欺などの電話相談252件、面接相談35件があり、病院付き添いや生活支援など直接的な支援87件と年々大幅に増加しています。
- 平成18年度からは、「犯罪被害者週間」(11月25日から12月1日まで)において「県民のつどい」を開催し、講演会やパネル展示、犯罪被害者等の手記(第1, 2集)の発行等により、犯罪被害者等の立場や心情について、県民に対する理解の促進や意識啓発を行うとともに、広報紙やホームページ等で周知しています。

## 【 主な課題 】

- 犯罪被害者等が置かれている現状やニーズについて県民理解を深め、犯罪被害者等に対する適切な支援がなされるために普及啓発を行っているものの、必ずしも浸透していない現状にあります。

交通事故や凶悪な事件は依然として発生しており、身のまわりで誰もが犯罪被害者になる可能性があります。犯罪等の被害者も加害者も出さない安全で安心なまちづくりを推進するため、一層の普及啓発に努める必要があります。

- 県及び全市町村に、犯罪被害者等に対する総合的対応窓口を設置し、各種支援制度の広報、情報提供、関係機関・団体等との連絡調整等を総合的に推進する体制を整備しているものの、窓口や場所が分かりづらかったり、制度の存在を知らない人が多いため、利用が少ない状況にあります。

犯罪被害者等が適切な支援を受けられるよう、広報紙やHPなどを通じ、総合的対応窓口の周知に努める必要があります。

【 県が実施した「県内の犯罪被害者等に対するアンケート調査結果」から 】  
(平成22年10月実施 37名回答)

- ・ 「各種支援制度の認知度」では、「あまり知らない」が過半数。
- ・ 「支援制度の取組への満足度」では、「やや満足」、「やや不満」の順に多い。
- ・ 犯罪被害者等が各機関等に相談した「相談内容」では、「事件の捜査や加害者に関すること」、「健康や精神的な悩み等」の順に多い。
- ・ 犯罪被害者等は、周囲の好奇の目や中傷、無理解な配慮に欠けた対応により<sup>(\*)</sup>二次的被害を受けることが多いといわれているが、同アンケートでも、捜査や公判等の過程や過剰な報道などで、名誉や生活の平穏が害されたり、孤立感に苦しんだという声があった。

- また、総合的対応窓口は設置されているものの、相談者に対し、各組織において統一的で円滑な対応が行われているとは言い難い状況にあります。

総合的対応窓口を中心に、関係各課が統一して対応するため、定期的な情報交換会の開催などにより、一層の連携を推進する必要があります。

- 犯罪被害者等が被った経済的な損害や生活上の困難が回復されるよう、市町村による見舞金支給制度や、居住先の安定確保のための制度がありますが、利用が少ない状況にあります。各種支援制度の周知に努めるとともに、制度の拡充を進めていく必要があります。

また、財政的支援もさることながら、精神的な支援や様々な工夫を凝らした被害者支援も推進していく必要があります。

\*二次的被害 ～ 配慮に欠けた対応をされたことで新たに受ける精神的被害のことをいう。

### 3 計画の基本的な方向

#### (1) 基本的な考え方

本県では、交通死亡事故や凶悪な事件が依然として発生しており、身のまわりで誰もが犯罪被害者になる可能性があります。犯罪被害者等が、犯罪等により受けた被害から立ち直り、再び地域において早く平穏な生活を過ごせるよう、精神面や経済面などの各種支援をより充実していく必要があります。

また、犯罪被害者等の尊厳が守られ、二次的被害を及ぼさないよう適切な配慮や支援がなされて、犯罪被害者等に寄り添った総合的な施策を効果的に推進していくことで、「犯罪被害者等の置かれた立場が県民に理解され、尊重と配慮がなされる安全安心な社会」を目指します。

そのため、計画全体を貫く考え方として、4つの基本方針を設定し、5つの重点課題を掲げて施策を推進します。

計画においては、これまで「犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族」とされてきた「犯罪被害者等」の対象者の範囲に関して、「内縁関係者や婚約者等」についても、法律的に身分関係が必要なものを除き、各機関や団体が個々の状況を踏まえながら、精神的被害に対する相談など弾力的な運用に努めていきます。

#### (2) 基本方針

計画全体を貫く考え方として、次の4つの基本方針を掲げて取り組んでいきます。

- ① 尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること  
犯罪被害者等の尊厳を重んじ、個人の尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること。
- ② 個々の事情に応じて適切に行われること  
被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じた適切な施策を講ずること。
- ③ 途切れることなく行われること  
犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、途切れることなく必要な支援等を受けられること。
- ④ 県民の総意を形成しながら展開されること  
国、地方公共団体はもとより、県民一人ひとりが犯罪被害者等への理解を深め、配慮し、社会全体が協力し合って犯罪被害者等の権利利益の保護に取り組んでいくこと。

### (3) 重点課題

基本法において示された犯罪被害者等のための施策に関する地方公共団体の責務を踏まえ、次の5つの重点課題を設定し、施策を推進していきます。

#### ① 損害回復・経済的支援

- ア 損害賠償請求等に関する周知
- イ 給付金制度等の充実
- ウ 居住先の安定確保
- エ 安定的な雇用の継続

#### ② 精神的・身体的被害の回復・防止

- ア 保健医療サービス及び福祉サービスの充実等
- イ 安全の確保の充実等
- ウ 保護、捜査、公判における配慮の充実等

#### ③ 刑事手続への関与の充実

刑事手続への関与のための情報提供や体制の充実

#### ④ 支援体制等の整備充実

- ア 関係機関による総合的・横断的な支援活動の展開及び情報提供の充実強化
- イ 犯罪被害者等の支援に係る研修の充実と人材の養成
- ウ 民間団体に対する援助

#### ⑤ 県民の理解の増進

- ア 各種啓発による県民理解の増進
- イ 学校現場における犯罪被害者等支援取組の充実

### Ⅲ 重点課題に係る具体的施策

はじめに

秋田県犯罪被害者等支援基本計画の成果と課題を踏まえ、犯罪被害者等支援に係る4つの基本方針を定めながら、5つの重点課題を推進していくものとしますが、県や関係機関・団体、県民等の責務として、社会全体で犯罪被害者等に対する支援を推進していくため、「秋田県犯罪被害者等支援条例」の制定を目指します。

#### 第1 損害回復・経済的支援

犯罪被害者等が犯罪等により受けた損害を回復し、経済的負担を軽減することができるように支援することが必要であり、基本法では、第12条において「損害賠償の請求についての援助等」、第13条において「給付金の支給に係る制度の充実等」、第16条において「居住の安定」、第17条において「雇用の安定」に係る必要な施策を講ずることを求めています。

##### 1 損害賠償請求等に関する周知（基本法第12条関係）

###### 【現状と課題】

多くの犯罪被害者等にとって、損害賠償の請求によって加害者と対峙することは、犯罪等によって傷ついている精神に更なる負担を与えることとなります。

また、訴訟になると、

- 高い費用と多くの労力・時間を要すること
- 訴訟に関する知識がないこと
- 独力では証拠を集めることが難しいこと
- 加害者の所在等の情報が不足していること

などの理由により、損害賠償請求を躊躇する方が少なくないとの指摘があります。

犯罪等による被害に係る損害賠償請求の適切かつ円滑な実現を図るため、加害者に関する必要な情報等を犯罪被害者等に提供するとともに、犯罪等による被害の経済的な回復を図るため、各種経済的支援制度等の周知を図る必要があります。

## 【 今後の施策 】

犯罪被害者等が、少しでも早く平穏な生活を取り戻すことができるよう、経済面や精神面での支援制度や、関係機関に対する手続きについて情報を提供します。

### (1) 損害賠償請求等に関する周知 【生活環境部・警察本部】

秋田県警察においては被害者連絡制度等を、秋田地方検察庁においては被害者等通知制度を活用し、犯罪被害者等に対する捜査情報等の提供を行っておりますが、こうしたことに加え、刑事和解、刑事裁判における損害賠償命令制度、公判記録の閲覧・謄写及び不起訴記録の弾力的開示など損害賠償請求等に関する周知を図ります。

### (2) 各種経済的支援制度の周知 【生活環境部・警察本部】

関係機関が相互に連携しつつ、パンフレットやホームページ等を活用しながら、下記の経済的支援の周知を図っていきます。

ア) (社) 秋田被害者支援センターによる損害賠償請求の支援及び性犯罪被害者等に対する治療費等の支援

イ) (財) 暴力団壊滅秋田県民会議、秋田弁護士会の民事暴力対策委員会等と連携した暴力団犯罪による被害の回復支援

ウ) (財) 犯罪被害救援基金による奨学金給与等の支援

エ) (財) 自賠償保険・共済紛争処理機構における調停等による自賠償保険金の支払い適正化

オ) (財) 日弁連交通事故相談センターによる無料法律相談等の支援

カ) (独) 自動車事故対策機構、(財) 自動車事故被害者援護財団、(財) 交通遺児育英会、(財) 交通遺児育成基金等による財政的支援

キ) 日本司法支援センターによる民事法律扶助制度等の支援

ク) ひき逃げ、無保険車事故等の被害者に対する政府保障事業による支援

ケ) 受刑者の作業報奨金を損害賠償に充当することを可能とする制度

## 2 給付金制度等の充実（基本法第13条関係）

### 【現状と課題】

犯罪被害者等が、自ら、加害者に損害賠償の請求を行っても、加害者からは、十分な賠償が期待できないことが多いといわれています。加害者から実質的に十分な賠償を期待できない場合、国等による積極的な被害者救済が必要となります。

現在、国が行っている主な制度は、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」及び「自動車損害賠償保障法」に定められています。

市町村が独自に定めている見舞金制度は、全国的には低い整備状況となっています。本県においては7市町が見舞金制度を設けているものの、犯罪被害者遺族の住所地が違ったり、犯罪が発生しても支給対象となる家族がないなどの理由から、現在まで利用実績はありません。

しかしながら、殺人、傷害など故意の犯罪によって死亡、重傷病、障害を負う方は依然として県内にいることから、多くの市町村が制度を創設し、被害に遭われた方や家族に対する支給内容を充実するよう理解を求めていきます。

また、ホームページ等に掲載されていない市町村に対し、支援制度等を周知するよう働きかけます。

犯罪被害者等の中には、経済的に大きな影響を受けている方や、犯罪等の被害に遭った後すぐに療養費等が必要になる方もいます。給付金の支給等の制度について一層の周知を図りながら、見舞金制度や支援の充実を図っていく必要があります。

### 【今後の施策】

#### (1) 犯罪被害者等給付金の迅速な支給 【生活環境部・警察本部】

犯罪被害給付制度の周知徹底を図るとともに、迅速な裁定と支給に努めます。

#### (2) 市町村による給付金支給制度等の創設への支援 【生活環境部・警察本部】

犯罪被害者等に対する経済的支援制度をより手厚いものにするため、市町村に対し、犯罪行為により不慮の死を遂げた方又は一定の傷害及び障害（精神疾患を含む）を受けた方又はその遺族に対して給付金（見舞金）の支給や、生活資金等の貸付制度の創設を促します。

#### (3) 司法解剖後の遺体搬送費等に対する公的措置の周知 【警察本部】

司法解剖後の遺体搬送費及び遺体修復費に対する公的措置の周知を図りながら、制度の効果的な運用に努めます。

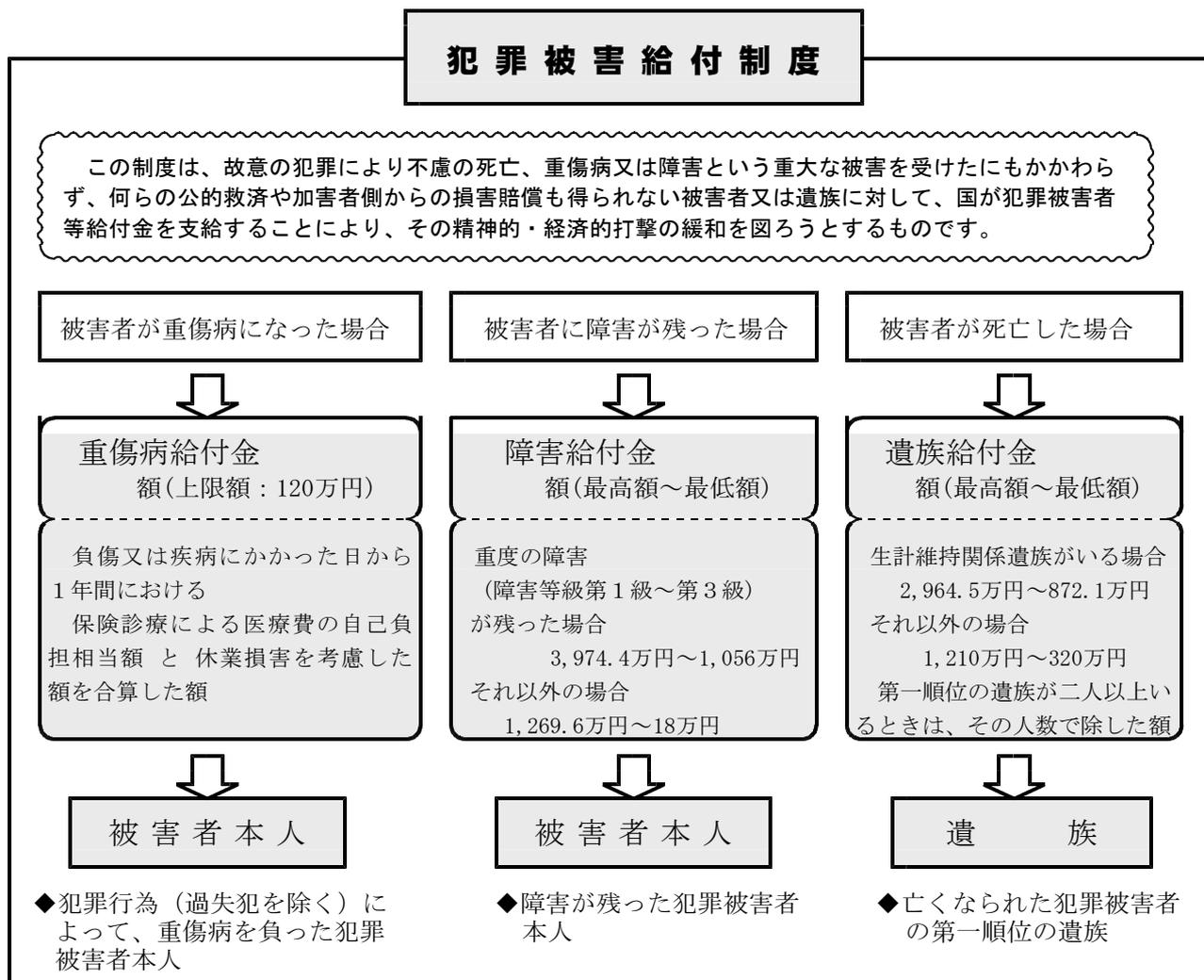
#### (4) 医療費等に係る公費負担制度の周知 【警察本部】

特定の犯罪被害者に係る初診料、診断書料、死体検案書料及び性犯罪被害者に係る緊急避妊、検査費用等の公費負担制度について、犯罪被害者等の負担軽減に効果

的なものとなるよう制度を周知しながら、更なる充実を図っていきます。

(5) (社)秋田被害者支援センターが行う特別支援事業の周知等 【警察本部】

傷害、性犯罪及びストーカー行為等の犯罪被害者等に係る心身の被害の回復及び転居等に要した経費に対し、(社)秋田県被害者支援センターが補助する特別支援事業について、対象となる犯罪被害者等に周知を図り、効果的な運用に努めます。



〈参考：警察庁ホームページ〉

### 3 居住先の安定確保(基本法第16条関係)

#### 【現状と課題】

自宅が事件現場になったことにより、居住困難な状況になったり、耐え難い精神的苦痛を受けることで居住ができなくなるなど、犯罪に起因する様々な要因により引越を余儀なくされる犯罪被害者等が少なくありません。また、配偶者等からの暴力<sup>(\*)</sup>(D

V) のように、再被害防止のため自宅以外に居住場所を確保することを迫られる場合があります。

しかしながら、新たに居住先を確保することが困難な場合もあることから、一時保護から安定した居住先の確保まで、犯罪被害者等のニーズに即した施策を講じる必要があります。

## 【今後の施策】

### (1) 公営住宅への優先入居の充実 【建設交通部】

犯罪被害者等の県営住宅への優先入居制度は、引き続き実施します。制度が導入されていない市町村に対しては、犯罪被害者等の公営住宅等への優先入居制度を導入するよう働きかけます。

### (2) 被害直後及び中期的な居住場所の確保

犯罪等によって生じた著しい生活上の不便を軽減・解消するため、緊急の必要がある場合、県施設を活用し、犯罪被害者等の一時保護を実施します。県施設がない場合、他の公的施設や民間施設への一時保護委託により対応します。

一時保護に当たっては、犯罪被害者等の利便性や心情に配慮し、犯罪被害者等の安全とプライバシーを確保します。

#### ア) 一時保護施設借り上げ経費に対する公的措置の周知 【警察本部】

再被害を受けるおそれが高い場合や、自宅が被害の現場となり物理的に居住が困難な場合など、一時的に安全な居住場所を確保する必要がある犯罪被害者等に対し、一時保護施設借り上げ経費の公的措置の周知を図ります。

#### イ) 児童相談所及び女性相談所による一時保護の実施 【健康福祉部】

被虐待児童や DV 被害者を適切に保護するため、児童相談所及び女性相談所への入所や、必要に応じて児童養護施設、母子生活支援施設等への一時保護委託を実施します。

#### ウ) 中期的な居住確保の推進 【健康福祉部】

被虐待児童や DV 被害者に対し、児童養護施設、母子生活支援施設等を確保し保護及び自立支援を行います。

DV 被害者が一時保護施設から退所するにあたって必要な場合、公営住宅における優先入居を働きかけます。

\*DV ～ 配偶者や恋人、パートナーなど、親密な関係にある者からふるわれる暴力をDV（ドメスティック・バイオレンス）という。殴る・蹴るなどの身体的暴力のほか、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力などがある。

## 4 安定的な雇用の継続（基本法第17条関係）

### 【現状と課題】

犯罪被害者等は、心身の不調による仕事の能率の低下や対人関係の支障、治療のための通院や裁判への出廷等のための欠勤などにより、仕事を続けたくても辞めざるを得ない状況におかれることが少なくありません。

事業主等の理解の促進から就職等の支援まで、犯罪被害者等の雇用の安定を図るための施策を幅広く講ずる必要があります。

### 【今後の施策】

#### (1) 事業主等の理解の促進 【産業労働部】

犯罪被害者等が仕事を継続できるようにするため、雇用労働政策課及び各地域振興局(秋田を除く)に配置している雇用労働アドバイザーによる事業所訪問の機会を通じて、事業主等に対し、第二次犯罪被害者等支援基本計画や犯罪被害者の被害回復のための休暇制度などを周知します。

#### (2) 個別労働紛争解決制度の活用 【産業労働部】

雇用労働政策課及び各地域振興局(秋田を除く)に設置している労働相談窓口に、犯罪被害者等が事業主等との間で生じた労働問題についての相談が寄せられた際には、個別労働紛争解決制度などの周知を図るとともに、関係機関等と連携して、問題解決を図ります。

#### (3) 就職及び職業訓練の支援 【産業労働部】

犯罪被害等が新規就労や転職を希望する場合は、秋田労働局職業安定部等と連携し、きめ細かな就職支援を行うとともに、職業訓練の場の提供に努めます。

また、犯罪被害等による高次脳機能障害者が就職を希望する場合は、就職に伴う生活支援を行う「障害者就業・生活支援センター」を紹介するなどの情報提供に努めます。

## 第2 精神的・身体的被害の回復・防止

犯罪被害者等が犯罪等により直接的に心身に受けた被害から回復できるよう支援することはもとより、二次的被害を受けることを防止する対策にも力を入れる必要があります。

また、犯罪被害者等は再び危害を加えられるのではないかという不安を常に持っていることから、再被害を防止し、安全を確保することが必要です。

基本法は、第14条において、心理的外傷その他心身に受けた影響から回復できるようにするための「保健医療サービス及び福祉サービスの提供」、第15条において再被害からの「安全の確保」、第19条において「保護、捜査、公判等の過程における配慮等」に係る必要な施策を講ずることを求めています。

### 1 保健医療サービス及び福祉サービスの充実等（基本法第14条関係）

#### 【現状と課題】

生命に被害を受けた事件の遺族はもとより、身体に被害を受けた方も、精神的被害を受けています。また、身体に対する被害（物理的外傷）はなくとも、犯罪等によって直接的に精神的被害を受けた犯罪被害者等は多数に上ると考えられます。

少年については、適切な保護を行う必要性が高く、また、性犯罪被害者については、重度の<sup>(\*)</sup>PTSD等の持続的な精神的後遺症に罹患している方が少なくないと考えられます。

犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、少年被害者や性犯罪の被害者等を中心に、犯罪被害者等に対する保健医療サービス、福祉サービスの充実等を図る必要があります。

#### 【今後の施策】

##### (1) 児童虐待に対する相談対応の充実 【健康福祉部】

###### ア) 児童相談所における夜間・休日の相談体制の維持

児童相談所における365日・24時間の相談体制を引き続き維持し、適切な対応を行っていきます。

###### イ) 児童相談所と医療機関との協力・連携体制の充実

心身の治療が必要な被害者に速やかに対応できるよう、児童相談所と医療機関との協力、連携を図ります。

\*PTSD [外傷後ストレス障害] ～ 突然の衝撃的出来事を経験することで生じる特徴的な精神障害のことをいう。  
不眠やイライラといった症状、感情や感覚などが麻痺（まひ）するといった症状、体験が繰り返し思い出されたり夢に見たりするといった症状がみられる。

(2) 要保護児童対策地域協議会の活用 【健康福祉部】

児童虐待防止や相談体制の充実を図るため、学校等関係機関との連携を強化しながら、県及び市町村が設置する要保護児童対策地域協議会を活用した取組を推進します。

(3) 学校におけるカウンセリング体制の充実等 【教育庁】

ア) スクールカウンセラー及び「心の教室の相談員」の配置

少年被害者を含む児童生徒の心のケアに資するよう、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する人材を、小・中・高等学校にスクールカウンセラーとして配置したり、地域の教員退職者などの人材を「心の教室相談員」として配置するなど、学校における相談体制の充実を図るとともに、関係機関と学校の連携を強化します。

イ) 個々の状況に応じた学習支援の促進

少年被害者など児童生徒一人ひとりに対し、きめ細かな学習支援を促進します。

(4) 秋田県警察による被害少年に対するカウンセリング等の継続的支援 【警察本部】

<sup>(\*)</sup>被害少年の精神的打撃の軽減を図るため、保護者の同意を得た上で、臨床心理士等による支援の実施や、少年補導職員による関係者への助言等の継続的な支援を行います。

(5) 性犯罪被害者に対するカウンセリング等の充実 【警察本部】

性犯罪被害者の精神的被害の回復を図るため、臨床心理士等による支援や部外の精神科医等のカウンセリングに対する公的措置の周知を図るとともに、関係機関・団体が行う支援制度を情報提供します。

(6) 少年被害者等の相談・治療のための専門家・施設等の周知 【健康福祉部】

被害を受けた少年に関する相談・治療等を行う専門家や児童相談所・療護施設等について、関係機関等が連携してその周知に努めます。

(7) 医療機関に関する情報の周知 【健康福祉部】

犯罪被害者等が利用しやすい医療機関の情報を提供するとともに、<sup>(\*)</sup>精神保健福祉士等と連携した支援を実施します。

\*被害少年 ～ 犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為により被害を受けた少年（20歳未満）をいう。

\*精神保健福祉士 ～ 精神科ソーシャルワーカー（PSW）の国家資格。精神障害者の社会復帰促進のために、精神障害者の保健や福祉に関する専門的知識・技術をもって相談援助、訓練等を行う者。

(8) 公的機関における相談・支援体制の充実 【健康福祉部】

ア) 精神保健福祉センター等による相談支援

犯罪被害者及び家族からの相談に対応するため、精神保健福祉センター及び保健所における相談支援を行います。

イ) 高次脳機能障害の相談支援

(\*) 高次脳機能障害に係る当事者・家族からの相談対応等を行うため、支援拠点機関(秋田県立リハビリテーション・精神医療センター)を中心として関係機関の連携を強化し相談支援を行います。

(9) 産婦人科医による性犯罪被害者に対する適切な対応 【警察本部】

県内の産婦人科医で構成する日本産婦人科医会秋田県支部や「産婦人科医ネットワーク」などにより、性犯罪被害者等の保護や受診情報の適正な取扱いを行うとともに、性犯罪被害者の支援等に関する情報の提供を行い、性犯罪被害者に対する適切な対応に努めます。

## 2 安全の確保の充実等（基本法第15条関係）

### 【現状と課題】

暴力団によるいわゆる「お礼参り」や、児童虐待、ストーカー行為、配偶者等による暴力（DV）の反復等以外の場合であっても、犯罪被害者等の多くは再び危害を加えられることに対し、不安を抱いています。

犯罪被害者等が更なる被害を受けることを防止することはもとより、その不安を解消するための施策を講ずる必要があります。

### 【今後の施策】

(1) 加害者に関する情報提供の拡充 【警察本部】

ア) 秋田県警察と検察官等との連携促進

秋田県警察において、検察官、刑務所、保護観察所等との連携を密にしながら、釈放予定、帰住予定地及び仮釈放中の特異動向等、加害者に関する情報を適切に受けるなど、連絡の一層の円滑化を図ります。

\*高次脳機能障害 ～ 脳損傷に起因する認知障害全般を指す。記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害を主たる要因として、日常生活及び社会生活への適応に困難を有する。

イ) 子どもへの暴力的性犯罪者の出所情報に基づく再犯防止対策の推進

子どもに対する暴力的性犯罪者の出所情報に基づき、出所後の居住状況の定期的な確認を含め、再犯防止対策に努めます。

(2) 犯罪被害者等に関する情報の保護 【警察本部】

ア) 法廷における被害者等に関する情報保護制度の周知

法廷で性犯罪の被害者等について仮名を用いる制度や、証拠開示の際に証人等の住居等が関係者に知られることがないように求めることができる制度等の周知を図ります。

イ) 住民基本台帳の「閲覧制限」の周知

DV及びストーカー行為等から被害者を保護する住民基本台帳の「閲覧制限」の周知徹底を市町村に図っていくとともに、市町村及び関係機関とのより一層の連携に努めます。

ウ) 犯罪被害者等の情報に関する適切な発表

被害者の実名発表、匿名発表については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮します。

(3) 母子生活支援施設等の改築支援 【健康福祉部】

被虐待児童やDV被害者に対する保護と、再被害の危険回避の役割を担う母子生活支援施設や児童養護施設について、老朽化した施設の改築等を支援します。

(4) 再被害防止措置の推進 【警察本部】

同じ加害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を「再被害防止対象者」に指定するとともに、加害者を収容している刑事施設等と密接に連携を図り、防犯指導・警戒等の再被害防止措置を推進します。

また、再被害を受けるおそれが高いなど、一時的に安全な居住場所を確保する必要がある犯罪被害者等に対し、一時保護施設借り上げ経費の公的措置の周知を図り、効果的な運用に努めます。

(5) 暴力団等からの危害の未然防止 【警察本部】

暴力団等から危害を被るおそれがある方を「保護対象者」に指定して、危害の未然防止の措置を推進します。

(6) 再被害防止に向けた関係機関の連携の充実

ア) 秋田県警察、女性相談所及び児童相談所の連携の充実 【健康福祉部・警察本部】

DV被害者や被虐待児童の再被害の防止については、秋田県警察、女性相談所、児童相談所が連携を強化し、安全の確保に努めます。

イ) 「通報連絡体制」の活用による加害少年等に対する指導 【教育庁・警察本部】

秋田県警察と学校等関係機関の通報連絡体制等を活用し、それぞれの役割を明確にして、加害少年やその保護者に対する指導等の一層の充実を図り、再被害防止に努めます。

(7) 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等

ア) 秋田県警察における職員の知識・技能の向上 【警察本部】

児童虐待の早期発見に資する指導教育、虐待を受けた児童の特性等に関する教育など職員の児童虐待に関する知識・技能の向上に努めます。

イ) 学校関係者における早期発見・早期対応のための体制整備 【教育庁】

学校関係者が虐待発見時に適切に対応できるよう、通告義務の周知徹底を図るとともに、秋田県地域安全ネットワークと連携するなど、早期発見・早期対応のための体制整備に努めます。

ウ) 児童虐待防止のための親等への学習支援の充実 【健康福祉部】

児童虐待防止のため、「家庭教育推進フォーラム」を開催するとともに、民間団体が行う親等の学習支援講座の開催を支援します。

エ) 非行少年等の立ち直り支援 【健康福祉部】

児童相談所及び児童自立支援施設等が中心となって、非行少年の立ち直りに向けた相談支援活動を行います。

### 3 保護、捜査、公判における配慮の充実等（基本法第19条関係）

#### 【現状と課題】

犯罪被害者等は、犯罪等によって直接的に受ける被害に加え、その後、保護、捜査、公判等の過程で、関係者から配慮に欠けた対応を受けることにより、二次的被害を受けることがあります。

このため、犯罪被害者等の保護、捜査、公判等の過程で、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担を軽減するための施策を講ずる必要があります。

#### 【今後の施策】

##### (1) 秋田県警察職員等に対する研修の充実 【警察本部】

犯罪被害者等支援に従事する職員に対する専門的な教育・研修、被害者・遺族等を招請して行う講演会、犯罪被害者支援室担当者による各警察署に対する巡回指導及び被害者支援体験記の配付などを通じ、職員による犯罪被害者等への二次的被害を予防します。

##### (2) 性暴力被害者等に対応する女性捜査官の配置等 【警察本部】

警察本部や警察署に女性の捜査官を配置し、性犯罪捜査員として女性の警察官を指定するとともに、事情聴取における犯罪被害者等の相談室の活用及び民間被害者支援団体等との連携強化に努め、性暴力被害者等の心情に配慮した適切な対応を図ります。

##### (3) ビデオリンク制度等の周知 【警察本部】

犯罪被害者等のプライバシー保護のため、<sup>(\*)</sup>ビデオリンク制度等の周知を図ります。

##### (4) 民生・児童委員等に対する指導 【健康福祉部】

民生・児童委員や看護に関わる方等に対し、犯罪被害者等への適切な対応について指導するとともに、相互に連携を図ります。

##### (5) 犯罪被害者等のための施設の改善 【警察本部】

犯罪被害者等のプライバシーに配慮するとともに、犯罪被害者等が安心して事情聴取に応じられる相談室の環境づくりに配慮します。

\*ビデオリンク ～ 被害者にとって法廷で証言することは大きな精神的負担となるため、証人（被害者）は別室にいて、法廷にいる裁判官や検察官、弁護人などとの間でテレビモニターを通して証人尋問を行う方式のことをいう。

### 第3 刑事手続への関与の充実

犯罪被害者等がその被害に係る刑事手続に適切に関与できるようにする必要があり、基本法は、第18条において「刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等」に係る必要な施策を講ずることを求めています。

#### 1 刑事手続への関与のための情報提供や体制の充実（基本法第18条関係）

##### 【現状と課題】

「事件の当事者」である犯罪被害者等が、被害を受けた事件の捜査・公判等の刑事手続きや、少年保護事件の調査・審判等の手続きに対し、その推移や結果に大きな関心を持つのは当然のことです。

殺人や傷害、自動車運転過失致死傷などの事件の犯罪被害者等が、申し出により被害者参加人として公判期日に出席し、証人への尋問や被告人に対する質問、意見陳述等ができる「被害者参加制度」や、資力の乏しい被害者参加人に対しては、国の費用負担によって国選被害者参加弁護士を選定できるなど、犯罪被害者等が刑事手続に参加する制度が充実されてきています。

しかしながら、犯罪被害者等の多くの方は、刑事手続及び少年保護事件の調査・審判の手続等の経験がなく、こうした手続に参加するための支援を求めている方もいます。

「事件の当事者」である犯罪被害者等が刑事手続等に適切に関与することができるよう、情報提供の充実等を図る必要があります。

##### 【今後の施策】

###### (1) 「被害者の手引」による情報提供 【警察本部】

「被害者の手引」の内容の充実・見直しを図りつつ、その確実な配付・説明を行っていくとともに、外国人犯罪被害者等への情報提供を行う外国語版（英語・中国語・韓国語等）の「被害者の手引」を作成・配付します。

###### (2) 「被害者連絡制度」等の適切な運用 【警察本部】

犯罪被害者等に対し、加害者や加害者の処分状況などの情報を提供する「被害者連絡制度」を周知徹底し、適時適切な捜査状況等の情報提供に努めるとともに、公判等への付添いや、相談・要望の聴取等を行う「被害者支援員制度」を周知し、その積極的な活用を図ります。

###### (3) 「冒頭陳述等の内容を記載した書面の交付」等各種制度の周知 【警察本部】

冒頭陳述や公訴事実の要旨の内容を記載した書面の交付、公判記録の閲覧・謄写、被害者参加制度、被害者参加人のための国選弁護制度、不起訴記録の弾力的開示、秋田地方検察庁による被害者等通知制度等について、一層の周知を図ります。

(4) 「少年保護事件に関する意見の聴取」等各種制度の周知 【警察本部】

少年保護事件に関する意見の聴取、記録の閲覧・謄写及び審判結果通知等の各制度や、重大事件の被害者等が少年審判を傍聴できる制度について、一層の周知を図ります。

(5) 検視及び司法解剖に関する説明 【警察本部】

検視及び司法解剖に関するパンフレットの配付等により、遺族に対して適切な説明及び配慮に努めるとともに、司法解剖実施機関等で司法解剖後の臓器等が中・長期に保管される場合があることの周知に努めます。

(6) 医療機関における証拠採取等の促進 【警察本部】

医療機関において、性犯罪被害者からの証拠採取及び採取した証拠の保管が促進されるよう、適正な証拠採取要領の周知を図るなど、医療機関への働きかけを推進します。

(7) 交通事故捜査の体制強化等 【警察本部】

ち密で科学的な捜査を一層推進するため、重大・悪質な交通事故等については、交通事故事件捜査統括官及び交通事故鑑識官が客観的証拠の収集等の捜査指揮を行うほか、交通事故捜査員に対する各種捜査研修の充実に努めます。

## 第4 支援体制等の整備充実

犯罪被害者等が必要とする支援は、具体的な被害の状況・原因、犯罪被害者等が置かれている状況等によって多岐にわたりますが、そうした支援を、誰でも必要なときに必要な場所で受けられるようにするためには、支援のための十分な体制整備が必要です。

基本法は、第11条において「相談及び情報の提供等」、第21条において「調査研究の推進等」、第22条において「民間の団体に対する援助」に係る必要な施策を講ずることを求めています。

### 1 関係機関による総合的・横断的な支援活動の展開及び情報提供の充実強化（基本法第11条関係）

#### 【現状と課題】

犯罪被害者等が求める情報は、刑事手続に関するものの割合が高くなっていますが、「犯罪被害給付制度」、「援助を受けることができる組織、団体の紹介」、「弁護士の選任方法や弁護士会の相談窓口」、「被害回復の方法」、「保険金の受け取り申請の手続」などの情報提供も求められています。

関係機関による総合的・横断的な支援活動を展開し、犯罪被害者等が日常生活や社会生活を円滑に営むことができるための施策を講ずる必要があります。

#### 【今後の施策】

##### (1) 「秋田県被害者支援連絡協議会」等によるきめ細かな支援 【警察本部】

「秋田県被害者支援連絡協議会」及び「地区被害者支援連絡協議会」において、各機関・団体等との緊密な連携を図りながら事案への対応力の向上を図り、犯罪被害者等の具体的なニーズに対応したきめ細かな支援を行います。

##### (2) 県・市町村の総合的対応窓口の周知 【生活環境部】

県や県内の全市町村では、犯罪被害者等への支援のための総合的な調整や適切な情報提供等を行う「総合的対応窓口」を設置しています。

この窓口や各種支援制度についてホームページなどにより広報啓発していくとともに、市町村等に対しても分かりやすい窓口の周知を図るよう働きかけます。

##### (3) 秋田県警察等における相談体制の強化 【警察本部】

全国統一の相談電話「#9110」や女性警察官が対応する「レディース通話110番」、少年相談のための「やまびこ電話」等の相談窓口において、犯罪被害者等の住所地にかかわらず、また、匿名であっても相談に応じるほか、精神的ケアを望む相談に対し、臨床心理士等による支援、精神科医や臨床心理士等による専門的ケアが行える機関を紹介することにより、犯罪被害者等のニーズに応じていきま

す。

さらに、潜在化しやすい犯罪を早期に認知して検挙に結びつけるため、少年福祉犯罪や児童虐待事案等に関する通報を匿名で受け付ける「匿名通報ダイヤル」の周知を図ります。

(4) 「子どもの人権110番」等の活用・充実 【健康福祉部】

法務局に設置されている「子どもの人権110番」及び「子どもの人権相談委員」の活用・充実を図ります。

(5) 学校における相談対応能力の向上 【教育庁】

ア) 学校に対する各種支援制度の情報提供

教育委員会が、警察署や児童相談所等の関係機関と連携・協力を充実・強化しながら、犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の諸制度を学校に情報提供します。

イ) 学校内における相談体制の充実

犯罪被害を受けた児童生徒や保護者の相談に対し、学級担任やスクールカウンセラー等が連携して適切な対応ができるよう、学校内の相談体制の充実を図ります。

また、被害者に二次的被害を与えることなく心のケアを行うことができるスクールカウンセラーを中学校に配置します。

(6) 教育センター等における相談窓口の充実 【教育庁】

心理学、教育学等に関する知識を有する専門職員等を教育センター等に配置し、相談窓口を充実します。

(7) 児童生徒や保護者への情報提供の促進 【教育庁】

教育委員会では、当該児童生徒やその保護者に対して、少年サポートセンター、児童相談所、福祉事務所、地域の関係機関等の情報提供を促進します。

(8) 精神保健福祉センター等による情報提供の促進 【健康福祉部】

精神保健福祉センターや保健所等が、犯罪被害者等支援に係る機関・団体と連携し、犯罪被害者等支援に関する情報提供や相談に対応します。

また、医療機関等における犯罪被害者等支援に関する情報提供を行います。

(9) 「自助グループ」に対する支援 【生活環境部・警察本部】

犯罪被害者等の要望を踏まえ、(社)秋田被害者支援センター等との連携を図り、犯罪被害者等に対する自助グループの紹介や参加案内について広報します。

また、自助グループによる語り合う会については、県北や県南地区での開催の周知を図っていくとともに、公的施設の提供を充実していくほか、自助グループの設立と活動等への支援を行います。

(10) 性犯罪及びストーカー被害者に対する支援の充実 【警察本部】

性犯罪及びストーカー事案の担当者に対し、被害者からの相談を受ける際に必要な研修を実施していくとともに、関係機関との連携を強化し、性犯罪及びストーカー事案への適切な対応に努めます。

また、犯罪被害者等早期援助団体に指定されている（社）秋田被害者支援センターに連絡先や相談内容等を提供することで、早期に支援が受けられることを、性犯罪被害者等に対して、周知します。

(11) 犯罪等による被害を受けた児童生徒に対する支援の充実【教育庁】

犯罪等による被害を受けた児童生徒が不登校になった場合、適応指導教室等と密に連携するなど、当該児童生徒の学校復帰に向けた継続的な支援を促進します。

また、学校において問題を抱えるに至った場合、関係機関の実務担当者がサポートチームを形成するなど、連携して継続的な対応を図ります。

## 2 犯罪被害者等の支援に係る研修の充実と人材の養成（基本法第21条関係）

### 【現状と課題】

犯罪被害者等に対し適切な支援を行うためには、犯罪被害者等の心理や置かれている状況を正確に理解するとともに、犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する専門的知識・技能が求められます。

被害者支援担当者が、修得すべき知識・技能に関する調査研究を進めることや、犯罪被害者等のための施策に関する情報収集が必要であり、それらの成果を活用して人材の養成等を行っていく必要があります。

### 【今後の施策】

(1) 地方公共団体等担当者研修の充実 【生活環境部・教育庁・警察本部】

犯罪被害者等支援に必要な知識、技能を修得させるため、犯罪被害者等の支援に関する業務に従事する職員を対象とした研修の充実を図るとともに、（社）秋田被害者支援センター等が主催する研修や講座、シンポジウムへの参加を呼び掛けます。

また、市町村の総合的対応窓口研修会で、市町村職員、県警察、民間団体等とのグループワークを実施するなど、資質向上に努めており、今後とも更なる研修内容の充実を図ります。

(2) （社）秋田被害者支援センターにおける人材育成の支援 【生活環境部・警察本部】

犯罪被害者等に対し、必要な支援についての相談、情報提供及び適切な機関・団体への橋渡しなど、支援全般をマネジメントするコーディネーターとしての役割を担う、(社)秋田被害者支援センター支援員の育成を支援します。

### 3 民間団体に対する援助（基本法第22条関係）

#### 【現状と課題】

犯罪被害者等の援助を行う民間団体は、相談業務のほか、公判や調停への付添い等の生活に密着したきめ細かな支援活動を行っており、犯罪被害者等がいつでもどこでも支援が受けられる体制を整えていくために不可欠な団体です。また、こうした団体の活動に、犯罪被害に巻き込まれた人や様々な経験・能力を持った人が参加することで、より実態に即した対応が可能となります。

このような民間団体の活動は、善意の寄付やボランティアに支えられていることから、その果たす役割の重要性にかんがみ、限られた財源の中で、これまで以上に効率的、効果的な施策を推進していく必要があります。

#### 【今後の施策】

##### (1) (社)秋田被害者支援センターに対する財政的支援の充実等 【警察本部】

(社)秋田被害者支援センター等の活動は、県及び市町村が行う犯罪被害者等の支援のための施策と有機的かつ密接に結びついており、その重要な一翼を担っていることから、財政的支援の充実に努めます。

また、(社)秋田被害者支援センター等におけるボランティア等の人材の確保及び育成について、関係機関と連携して支援します。

##### (2) 秋田県被害者支援連絡協議会等に対する支援 【警察本部】

秋田県被害者支援連絡協議会に県として積極的に参画し、会員である関係機関・団体と相互協力しながら、犯罪被害者等支援を効果的に推進するために必要な支援を行います。

また、市町村に対しても、地区被害者支援連絡協議会への積極的参画び必要な支援等を促します。

## 第5 県民の理解の増進

犯罪被害者等が受けた被害から立ち直り、再び地域において平穏に過ごせるようにするためには、国及び地方公共団体等による施策を十分に措置することのみならず、地域の全ての人々からの理解と配慮、そしてそれに基づく協力が重要です。また、県民一人ひとりが犯罪被害者等になり得るとの視点から、犯罪被害者等に対する理解を深める必要があります。

このため、第1から第4までの施策の総合的な推進を図るとともに、県民の理解と配慮・協力を促す施策を講じていくことが必要です。

基本法は、第20条において、教育活動、広報活動を通じた「国民の理解の増進」に係る必要な施策を講ずることを求めています。

### 1 各種啓発による県民理解の増進（基本法第20条関係）

#### 【現状と課題】

犯罪被害者等は、周囲の好奇の目や中傷、一方的な励ましや無理解な配慮に欠けた対応により、二次的被害を受けることが多いといわれています。しかし、現状においては、県民が犯罪被害者等に接し、犯罪被害者等が置かれている状況を知る機会が乏しく、犯罪被害の深刻さについての理解が十分に進んでいません。

「県民のつどい」の開催やホームページなどによる各種広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況や交通事故の悲惨さ、また、犯罪被害者等の名誉や生活の平穏への配慮の重要性等について、県民の理解を深めるための施策を社会全体で講じていく必要があります。

#### 【今後の施策】

##### (1) 県民理解を促進する啓発事業の実施 【生活環境部・警察本部】

「県民のつどい」や犯罪被害者等による講演会等を開催し、広く県民の参加を求めるとともに、犯罪被害者等の手記の配付、街頭キャンペーンの実施等のほか、マスコミや県・市町村等の広報紙、美の国あきたネット等のホームページなど、各種媒体を通じた広報啓発活動を積極的に推進します。

また、関係機関・団体等と連携し、交通安全に関する講話や各種会合等における、交通事故の被害者等の講演や手記の活用などにより、交通事故の被害者等の現状や交通事故の惨状等について、県民への周知を図っていきます。

こうした対応や犯罪被害者等に寄り添った総合的な施策を社会全体の取組として推進することにより、「犯罪被害者等の置かれた立場が県民に理解され、尊重と配慮がなされる安全安心な社会」を目指します。

(2) 犯罪・事故発生状況等の情報提供 【生活環境部・警察本部】

犯罪被害者等が特定されないよう工夫した上で、秋田県警察ホームページ等において性犯罪を含め住民に注意喚起が必要な犯罪の発生状況を掲載するなど、住民自らが積極的に防犯対策を講ずる契機となりうる情報提供を行います。

また、交通事故の事故累計や年齢層別交通事故に関する様々なデータを公表し、その実態等についての周知を図ります。

(3) 家庭における命の教育への支援 【教育庁】

各家庭における命の教育への取組について、学校と連携しながら推進します。

また、各家庭において、命の教育が推進されるよう、「家庭教育フォーラム」などの学習機会の充実を図ります。

(4) 大学生に対する犯罪被害者等支援に係る理解の促進 【警察本部】

大学生に対する犯罪被害者等支援に関する講義の開催や、ボランティア等の社会参加活動等を促進し、犯罪被害者等が受けた様々な痛みや、加害者も被害者も出さない社会を希求する思い等への理解を深め、犯罪被害者等への配慮・協力への意識の涵養及び規範意識の向上等を図ります。

(5) 秋田県警察による「命の大切さ学習教室」の推進 【警察本部】

小・中学生や高校生に対する犯罪被害者等による講演会「命の大切さ学習教室」を通じて、犯罪被害者等への配慮・協力への意識の涵養、犯罪を犯してはならないという規範意識の向上等を図ります。

## 2 学校現場における犯罪被害者等支援取組の充実（基本法第20条関係）

### 【現状と課題】

犯罪被害者等の児童や生徒が、学校等の周囲の好奇の目や中傷、一方的な励ましや無理解な配慮に欠けた対応により二次的被害を受ける場合もあるといわれています。

教育活動及び広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉、生活の平穏への配慮の重要性等について、児童や生徒、学生等の理解を深めるための施策を講ずる必要があります。

### 【今後の施策】

(1) 犯罪被害者等支援及び犯罪抑止教育等の充実 【教育庁】

各学校において、教職員に対し、犯罪被害者等支援の必要性と関係機関の具体的な支援方法等を周知するとともに、「非行防止教室」の実施等により、犯罪抑止のための教育の充実を図ります。

(2) 「生命」の大切さを育む教育の推進 【教育庁】

各学校において、生命の尊重に関する指導等、道徳の時間や教科等の時間の充実を一層図るよう努めるとともに、自然体験活動や集団宿泊体験等の様々な体験活動を推進することで、生命や自然を大切にすることを育成します。

(3) 犯罪被害者等の「人権教育」の推進 【教育庁】

全ての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である人権を正しく理解し、互いに尊重し合う精神を涵養することを目的とする人権教育を、学校教育及び社会教育において推進します。

(4) 子どもへの暴力防止のための参加型学習の推進 【教育庁】

各学校において、「防犯教室」等、児童生徒に対する暴力被害を未然に防止する体験型の学習の充実を図ります。

(5) 生命・身体・自由の尊重を自覚させる教育の普及・啓発 【教育庁】

学校教育を中心として、法や司法によって自らを守り、他者を等しく尊重する理念を体得させ、他者の生命・身体・自由を傷つけてはならないことを自覚させる教育の普及・啓発を推進します。

(6) 犯罪被害児童生徒への的確な対応のための施策の促進 【教育庁】

教職員に対し、児童生徒が犯罪被害に遭遇したときの危機対応について、各種研修講座で研修等を充実します。

また、<sup>(\*)</sup>広域カウンセラーや教育事務所等の<sup>(\*)</sup>スクールソーシャルワーカーの配置など、児童生徒が犯罪被害に遭遇した場合の対応の充実を図ります。

\*広域カウンセラー ～ スクールカウンセラー未配置校の教育相談体制の一層の充実を図るため、北・中央・南の3つの教育事務所に配置する臨床心理士。

\*スクールソーシャルワーカー ～ 教育と福祉の両面に関する専門的な知識・技術を用い、関係機関との連携を促進するなど、児童生徒の様々な環境に働きかけて支援を行う。県内では総合教育センターと3つの教育事務所に配置。

# 資 料

# 基本計画検討委員名簿及び策定経過

## 1 秋田県犯罪被害者等支援基本計画検討委員名簿

委員長	内藤 徹	弁護士
委員	飯島 壽佐美	医療法人回生会 秋田回生会病院院長
委員	柿崎 武彦	秋田市総務部総務課長
委員	齋藤 和樹	日本赤十字秋田看護大学 准教授
委員	袴田 俊英	曹洞宗月宗寺住職、藤里町教育委員長
委員	三浦 芳子	交通死亡事故被害者遺族
委員	茂木 和夫	社団法人秋田被害者支援センター専務理事

## 2 策定経過

平成18年 2月	秋田県犯罪被害者等支援基本計画策定 (平成18年度～22年度までの5カ年計画)
平成22年 6月25日	秋田県犯罪被害者等支援基本計画検討委員会設置
平成22年 7月15日	第1回検討委員会開催
平成22年 9月 7日～ 10月22日	犯罪被害者等に対するアンケート実施
平成22年11月 9日	第2回検討委員会開催
平成22年12月10日	県議会福祉環境委員会及び教育公安委員会に 計画(素案)提出
平成22年12月14日～ 平成23年 1月14日	パブリックコメント募集 (6人40件)
平成22年12月21日	(社)秋田被害者支援センターから意見聴取
平成23年 1月24日	第3回検討委員会開催
平成23年 2月22日	県議会福祉環境委員会及び教育公安委員会に 計画(案)提出
平成23年 3月	第二次秋田県犯罪被害者等支援基本計画策定 (平成23年度～27年度までの5カ年計画)

秋田県犯罪被害者等支援基本計画に係る成果と課題

調査項目（基本計画で示した施策の内容）	これまでの取組	効果のあった点・課題・問題点
<b>第1 損害回復・経済的支援（20 施策）</b>		
<b>1 損害賠償の請求についての援助等（法第12条関係）</b>		
(1) 犯罪被害者等に対する情報提供制度等の周知	<p>各種支援制度を網羅した「被害者の手引き」を作成し、被害者等に配布・説明を行い、被害者等が必要とする情報の提供に努めているほか、関係機関から提供を受けたパンフレット等を警察本部及び警察署等に備え付け、被害者の要望等に応じ配布し、制度の周知を図っている。</p> <p>被害者の手引き作成部数 H18:1,500部 H19:900部 H20:300部 H21:1,000部 殺人・強盗、傷害等の被害者、強姦等の性犯罪被害者、交通死亡事故、ひき逃げ事件等の被害者等に 対して配布</p>	<p>警察署担当課名、担当捜査員の氏名等を記載した「被害者の手引き」を直接被害者に配布するとともに、その説明等を行うことにより周知を図っている。被害者等に直接情報提供ができる方法として非常に有効であり、一層利便性の向上に努めていく必要がある。</p>
(2) 各種経済的支援制度等の県民への周知		
ア (社)秋田被害者支援センターによる損害賠償請求の支援及び性犯罪被害者に対する治療費等の交付制度による支援	<p>県主催の犯罪被害者週間「県民のつどい」及び市町村等職員対象の総合的対応窓口担当者研修会において、(社)秋田被害者支援センター作成チラシ、リーフレットの配布により周知に努めている。</p> <p>また、相談機関や支援制度などを紹介した冊子「犯罪被害者等に対する支援を行う相談機関等のご案内」を作成し、市町村等に配付しているほか、県ホームページに掲載し、情報提供に努めている。</p> <p>犯罪被害者週間「県民のつどい」～19年度から実施（18年度は「国民のつどい秋田大会」） 参加者 H18：300人、H19：350人、H20:330人H21参加者3 4 0人</p> <p>「県民のつどい」、総合的対応窓口担当者研修会、被害者支援及び交通安全運動期間中におけるキャンペーン等を活用し、(社)秋田被害者支援センターと共同で、同センターの活動を紹介したリーフレット等を配布するとともに、市町村の総合的対応窓口及び警察署等に備え付けるなど周知に努めている。</p> <p>また、県警ホームページに同センターの活動内容等掲載するとともに、同センターのホームページとリンクし、相互に情報提供を行えるようにするなど、支援制度の情報提供に努めている。</p> <p>支援センター作成リーフレット数 H18:40,000部 H19:10,000部 H20:10,000部 H21:11,000部</p>	<p>特に県民等が多く参加する犯罪被害者週間「県民のつどい」において周知を図っている。</p> <p>21年度の秋田被害者支援センターの活動状況等 電話相談 252件 面接相談 39件 付添等直接支援活動 87回</p> <p>平成22年4月末までに、性犯罪等の被害者13人(15回)から要請を受け、被害者が自己負担していた治療費、検査料及び転居費用など約60万円(15回)を補助し、被害者の経済的負担の軽減を図っている。</p> <p>H18:6件(280,997) H19:4件(194,055) H21:4件(117,790) H22:1件(9,570)</p>
イ (財)暴力団壊滅秋田県民会議、秋田弁護士会の民事暴力対策委員会等と連携した暴力団犯罪による被害の回復支援	<p>平成18年に、被害者支援関係の16機関・団体のパンフレット等を、市町村の総合的対応窓口用として配布し、各種情報提供に努めている。</p> <p>(財)暴力団壊滅秋田県民会議のホームページにおいて制度の概要を掲載するほか、各警察署窓口、不当要求防止責任者講習、暴力団壊滅秋田県民大会、出前講座等においてリーフレットなどを配付し、制度の周知を図っている。</p> <p>また、県警ホームページの犯罪被害者支援の掲示板と美の国あきたネットの犯罪被害者等に対する支援を行う相談機関の掲示板をリンクし、相互に情報提供を行うように努めている。</p> <p>責任者講習 H18(29回974人)、H19(26回864人)、H20(23回645人)、 H21(24回623人) 県民大会 H19～H21(毎年約1,000人)</p>	<p>インターネット、Fネット、リーフレットの各種媒体を介して情報提供することにより、賛助会員のみならず、幅広く県民各層への周知が図られている。</p> <p>リーフレット発行部数 H18(1,000部)、H19(3,600部)、 H20(2,000部)、H21(3,000部)</p> <p>(財)暴力団壊滅秋田県民会議における被害者見舞金支給規程に基づき、被害者自身に対する救済、制度の周知は図られているものの、一般の認知度については今後も向上を図る必要がある。</p> <p>県民会議の財源～県（警察）及び市町村の出損金等で基本財産が構成され、 運用益、賛助金等により各種事業を実施</p>
ウ (財)犯罪被害者支援基金による奨学金給与等の支援	<p>平成18年に、被害者支援関係の16機関・団体のパンフレット等を、市町村の総合的対応窓口用として配布し、各種情報提供に努めるとともに、隔年で同基金から広報用ポスター及びリーフレット等の送付を受け、警察本部及び警察署等にポスターを掲示するとともに、パンフレットを備え付け、情報提供及び広報に努めている。</p> <p>また、県警ホームページの犯罪被害者支援の掲示板と美の国あきたネットの犯罪被害者等に対する支援を行う相談機関の掲示板をリンクし、相互に情報提供を行うように努めている。</p> <p>ポスター等数量 H18 ポスター15枚 概要200部 リーフレット100部 H20 ポスター14枚 概要200部 リーフレット120部 H22 ポスター15枚 概要200部 リーフレット120部（予定）</p>	<p>当該制度に該当する被害者等に対しては、犯罪被害給付制度とともに制度の内容を教示し、当該制度の教示と活用を図っている。</p> <p>平成18年以降は、同制度の該当者（遺族）は1人であり、該当者に対し教示し、申請を行った結果、認定された。</p> <p>犯罪被害者支援基金～犯罪被害遺児に対する奨学金の給与や電話相談事業を実施</p>
エ (財)自賠責保険・共済紛争処理機構における調停等による自賠責保険金の支払い適正化	<p>各警察署に同制度のパンフレット等を備え付け、情報提供及び広報に努めているほか、毎年、被害者支援連絡協議会交通事故問題研究会（会員13機関・団体）を開催し、被害者に関するパンフレット等を配布するなど、制度の周知を図っていると同時に、被害者の手引き「交通事故の被害者とその家族のために」を作成し、被害者等に配布・説明を行い、必要とする情報の提供に努めている。</p> <p>また、県警ホームページの犯罪被害者支援の掲示板と美の国あきたネットの犯罪被害者等に対する支援を行う相談機関の掲示板をリンクし、相互に情報提供を行うように努めている。</p>	<p>インターネットやパンフレット等を活用し情報提供を行うことにより、幅広く県民各層への周知を図っているほか、研究会会員に対し、他の関係機関が行う各種被害者支援制度を周知し、部会員を通じた情報提供を行っているところ、今後もより一層県民への周知に努める必要がある。</p>

調査項目（基本計画で示した施策の内容）	これまでの取組	効果のあった点・課題・問題点
オ（財）日弁連交通事故相談センターによる無料法律相談等の支援	各警察署に同制度のパンフレット等を備え付け、情報提供及び広報に努めているほか、毎年、被害者支援連絡協議会交通事故問題研究部会（会員13機関・団体）を開催し、被害者支援に関するパンフレット等を配布するなど、制度の周知を図っているとともに、被害者の手引き「交通事故の被害者とその家族のために」を作成し、被害者等に配布・説明を行い、必要とする情報の提供に努めている。 また、県警ホームページの犯罪被害者支援の掲示板と美の国あきたネットの犯罪被害者等に対する支援を行う相談機関の掲示板をリンクし、相互に情報提供を行うように努めている。	インターネットやパンフレット等を活用し情報提供を行うことにより、幅広く県民各層への周知を図っているほか、研究部会員に対し、他の関係機関が行う各種被害者支援制度を周知し、部会員を通じた情報提供を行っている。
カ（独）自動車事故対策機構、（財）自動車事故被害者援護財団、（財）交通遺児育英会、（財）交通遺児育成基金等による財政的支援	平成18年に、被害者支援関係の16機関・団体のパンフレット等を、市町村の総合的対応窓口用として配布し、各種情報提供に努めているほか、毎年、被害者支援連絡協議会交通事故問題研究部会（会員13機関・団体）を開催し、被害者支援に関するパンフレット等を配布するなど、制度の周知を図っているとともに、被害者の手引き「交通事故の被害者とその家族のために」を作成し、被害者等に配布・説明を行い、必要とする情報の提供に努めている。 また、県警ホームページの犯罪被害者支援の掲示板と美の国あきたネットの犯罪被害者等に対する支援を行う相談機関の掲示板をリンクし、相互に情報提供を行うように努めている。	インターネットやパンフレット等を活用し市町村等をはじめとし幅広く情報提供を行い、県民各層への周知を図っているほか、研究部会員に対し、他の関係機関が行う各種被害者支援制度を周知し、部会員を通じた情報提供を行っている。今後ともより一層県民への周知に努める必要がある。
キ 日本司法支援センターによる民事法律扶助制度等の支援	平成18年に、被害者支援関係の16機関・団体のパンフレット等を、市町村の総合的対応窓口用として配布し、各種情報提供に努めるとともに、同センターから広報用パンフレットの送付を受け、警察本部及び警察署等にパンフレットを備え付け、情報提供及び広報に努めているほか、当該制度を必要とする被害者等に対して、直接教示を行っている。 また、県警ホームページの犯罪被害者支援の掲示板と美の国あきたネットの犯罪被害者等に対する支援を行う相談機関の掲示板をリンクし、相互に情報提供を行うように努めている。 H21:10種類（各100部）	被害者等に当該制度を教示し、法テラスの無料相談を受けるとともに、弁護士の紹介を受け、民事訴訟（調停）等を行うなど、本制度の周知及び活用を図っている。 法テラス秋田の相談等対応状況 H20年度 1,998件（面談496、電話1,502） （うち被害者関係57件） H21年度 2,192件（面談542、電話1,650） （うち被害者関係65件）
ク ひき逃げ、無保険事故等の被害者に対する政府保障事業による支援	毎年、被害者支援連絡協議会交通事故問題研究部会を開催し、被害者支援に関するパンフレット等を配布するなど、制度の周知を図っているとともに、被害者の手引き「交通事故の被害者とその家族のために」を作成し、被害者等に配布・説明を行い、必要とする情報の提供に努めている。 また、県警ホームページの犯罪被害者支援の掲示板と美の国あきたネットの犯罪被害者等に対する支援を行う相談機関の掲示板をリンクし、相互に情報提供を行うように努めている。	インターネットを活用し情報提供を行うことにより、幅広く県民各層への周知を図っているほか、研究部会員に対し、他の関係機関が行う各種被害者支援制度を周知し、部会員を通じた情報提供を行っている。今後ともより一層県民への周知に努める必要がある。
ケ 受刑者の作業報奨金を損害賠償に充当することを可能とする制度	本年度における「被害者の手引き」改訂時に、本制度を盛り込む予定としている。	損害賠償等を必要とする被害者等に対し制度の内容を教示し、その周知を図る必要がある。
2 給付金の支給に係る制度の充実等（法第13条関係）		
(1) 現行の犯罪被害給付制度の周知等	警察庁が作成したポスター及びパンフレットの送付を受け、警察本部、警察署、交番・駐在所及び市町村等にポスターを掲示し、パンフレットを備え付けるとともに、県警のホームページの「犯罪被害者支援」に、警察が行う被害者支援施策（犯罪被害給付制度を含む。）を掲載し、広く広報を行っているほか、被害者支援キャンペーンや「県民のつどい」等各種機会を捉えて広報用チラシを配布するなど、県民に対する周知に努めている。 また、犯罪被害給付制度に該当する被害者等に対しては、「被害者の手引」及び「犯罪被害給付制度のご案内」（パンフレット）を配布の上、直接教示するなど、同制度の周知を図っている。  毎年 ポスター430部 パンフレット620部	当該制度に該当する被害者等に対しては、必ず警務課犯罪被害者支援室員が制度の教示を行って給付申請を受けている。平成18年以降は、15件について裁定（決定）を行っている。 犯罪被害給付制度～遺族給付金、重傷病給付金、障害給付金
(2) 市町村による給付金の支給に係る制度の創設への支援	各市町村に対し、被害者支援の必要性、市町村が行うことの重要性及び被害者等への理解等の促進を図るため、県基本計画の策定と平行し、市町村を訪問（6回）したほか、市町村の担当者を対象とした説明会（3回）開催した。当該説明会においては、基本条例及び見舞金支給条例のモデル案を提示するなど、制度創設への支援に努めたほか、その後においても、同様の取組を継続し、全市町村における被害者支援制度の制定に向けた支援に努めている。	取組の結果、平成20年4月までに、基本条例が22市町村で、見舞金支給条例が7市町で制定されるとともに、平成21年4月には、1市において犯罪被害者支援等施策に関する基本方針が策定されている。  今後は、未制定の市町村への働きかけを継続するなど、制定に向けた支援を図っていく必要がある。  DV被害者に対する経済的支援（大崎市）～2件(19,860円)
(3) 司法解剖後の遺体搬送費及び遺体修復費の公的措置	平成18年度に予算措置し、司法解剖後における遺体の搬送経費を公費負担することとしている。	司法解剖後の遺体搬送費については、遺族負担としていたところであるが、公費負担制度により、遺族の経済的負担の軽減が図られている。 遺族に対し、より一層本制度の周知及び情報提供に努め、効果的な制度の運用を図る。 H18～H21 83件の公費負担

調査項目（基本計画で示した施策の内容）	これまでの取組	効果のあった点・課題・問題点
<b>3 居住の安定（法第16条関係）</b>		
(1) 公営住宅の優先入居等	H17.12 国土交通省住宅局長通達を受け、H18.3.24付け建設交通部長通知により、犯罪被害者の県営住宅優先入居（当選確率を一般申込者の2倍に引き上げる優遇措置を講じること）について、各振興局長に通知し、制度の適切な運用を図ることとしている。	被害者等から公営住宅への入居要望は、平成18年に1件あったが、被害者の居住地区の県営住宅に空き部屋がなかったこと、市営住宅は空き部屋があったが、子どもの学区が変わること等、被害者の要望に添う公営住宅に空き部屋がなかったため、実績はない。
(2) 犯罪被害者等に対する公営住宅入居の情報提供	平成18年に犯罪被害者等の公営住宅への入居について県建築住宅課と協議を重ね、その対応方法を決定し、4月から制度の運用を開始している。 また、各種支援制度を網羅した「被害者の手引き」を作成し、被害者等に配布・説明を行い、被害者等が必要とする情報の提供に努めているほか、同制度を必要とする被害者等に対して、具体的に教示し制度の周知を図っている。	今後とも、同制度を必要とする被害者等に対し、積極的に制度の周知を図っていくとともに、県及び市町村と連携し、その実現を図っていくものであるが、被害者のニーズに応じた部屋の確保が課題である。
(3) 被害直後及び中長期的な居住場所の確保		
ア 児童相談所及び女性相談所による一時保護の適正な運用及び改善	児童相談所の一時保護所に、入所する子どもの心理的ケアを行う職員及び学習指導を行う職員を配置した。	被虐待児童と非行少年が同時に入所する場合もあるほか、施設の老朽化が進んでいることから一時保護所の機能の充実を図るため、改築を検討する必要がある。（混合処遇を避けるため、一時保護委託により対応する場合もある）
イ 中期的な居住の確保についての検討	個々のケースの処遇方針に基づき必要に応じ児童養護施設、母子生活支援施設等への措置を行っている。	児童福祉法に基づく措置であり引き続き実施する。
<b>4 雇用の安定（法第17条関係）</b>		
(1) 事業主等の理解の促進	秋田労働局職業安定部等の関係機関に対し、犯罪被害者等支援基本計画の趣旨を伝達して協力を依頼している。	・当課の業務運営上、犯罪被害者や事業主等との接点が少ないため、犯罪被害者等支援基本計画に定められた業務を進めることには一定の限界がある。
(2) 犯罪の被害等に遭ったこと等を理由とする雇用面での不利な取扱いの禁止	日常の労働相談対応業務の中で、該当する案件があった際は、的確な対応と情報提供を心がけるよう、関係職員に徹底している。	・雇用安定は、法律に基づいて秋田労働局等が業務を運営しているため協力依頼等連携を図っていく。
(3) 犯罪被害者等の就職等についての支援	技術専門学校等を活用して犯罪被害者等を支援した事例はなかった。 その他は、(1)と同じ	
<b>第2 精神的・身体的被害の回復・防止（28施策）</b>		
<b>1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（法第14条関係）</b>		
(1) 児童虐待に対する夜間・休日対応の充実等		
ア 児童相談所における夜間休日における連絡や相談対応の確保及び活用	中央児童相談所において児童相談員が夜間及び土日祝祭日に電話相談を受け、迅速な対応ができるような体制をとっている。（北児童相談所、南児童相談所については、時間外には中央児童相談所に電話が転送されるようになっている。）	相談件数は年々増加している（H21 293件） 24時間・365日相談は児童虐待対応には欠かせない事業であり、引き続き実施する必要がある。（参考：子ども110番電話 H21 323件）
イ 児童相談所と地域の医療機関との協力、連携体制の充実	医療機関と関わりのあるケースについては、医療機関を訪問し病状等を把握している。 市町村要保護児童対策地域協議会において地域の医療機関が構成メンバーとなっている場合は、連携を図りながら対応している。	病状等の把握によりその後の処遇を適切に行うことができた。 要保護児童対策地域協議会に医療機関が構成メンバーになっていない場合、ケース検討の際に医療機関のかかわりについて配慮する必要がある。
(2) 要保護児童対策地域協議会の活用等学校と児童相談所等関係機関との連携強化	全市町村に要保護児童対策地域協議会が設置済み協議会メンバーに学校、教育委員会が入っており、連携を図りながら対応にあたっている。	個別ケースについて、共通の認識で処遇に当たるとともに関係機関それぞれの役割を明確にすることができた。
(3) 学校におけるカウンセリング体制の充実等		
ア スクールカウンセラー、「子どもと親の相談員」の配置	中学校にスクールカウンセラー（実人員35人・6校）や「心の教室相談員」（実人員22人26校）を配置するとともに、広域カウンセラーを教育事務所等に配置（北4人、中央8人、南3人）し、未設置の小・中学校や緊急支援のため義務教育課に23人配置し、県内すべての公立小・中学校の教育相談体制の充実を図っている。「子どもと親の相談員」はH19年度で廃止	突発的な事故等により精神的ダメージを受けたり不安や悩みを抱えたりする児童生徒の心のケアに対応することができた。課題としては、臨床心理士のさらなる人員確保と学校における配置時数（勤務時間）の拡充がなされると、今後、よりきめ細かな対応を図ることができる。
	県内6拠点校にスクールカウンセラーを配置（24人・年間1,080時間）し、希望する対象校へも派遣している。 拠点校6校・大館鳳鳴、能代、明徳館、本荘、大曲、湯沢 一人月2時間。	・問題を抱える生徒の精神的なケアが行われるようになった。 ・勤務時間が短く、十分なカウンセリングが行えないこともある。

調査項目（基本計画で示した施策の内容）	これまでの取組	効果のあった点・課題・問題点
イ 少年被害者等に対する個々の状況に応じた学習支援の促進	<p>一人一人の実態に応じて、授業中や放課後における補充学習などの学習支援を行うよう会議、学校訪問等で指導・啓発している。</p> <p>学校において、学習の遅れを回復できるように個別に対応している。</p>	<p>将来の夢や進路をもたせ、それを実現させるための基礎学力の定着を図ることができた。</p> <p>補充授業を放課後に行ったり、理解に応じたプリント学習を行ったりすることにより個別の学習支援がなされている。</p>
(4) 秋田県警察による被害少年へのカウンセリング、関係者への助言等継続的支援の実施	<p>平成18年4月から、警務課犯罪被害者支援室の臨床心理士(被害者支援カウンセラー)を1人増員し、3人体制とするなど、相談体制の充実を図り、犯罪被害者等の精神的負担の軽減に努めている。</p> <p>カウンセリング実施状況 H18:43件335回、H19:31件250回、H20:27件245回、 H21:28件243回</p> <p>各警察署少年サポートセンターの少年補導職員が、被害少年の精神的打撃の軽減を図るため、被害者支援カウンセラーによるカウンセリング制度を教示・活用するとともに、健全育成を阻害する要因を除去するため、被害少年又は保護者に対する児童相談所・福祉事務所等の関係機関の紹介や再び被害に遭うことを防止するための助言又は指導を行っている。</p>	<p>被害少年の精神的被害の回復のため、要望に応じカウンセリングを実施している。</p> <p>実施状況 H18:8件19回、H19:6件38回、H20:10件25回、H21:6件12回</p> <p>カウンセリングや指導・助言の適切な実施により、福祉犯被害少年の精神的被害の回復及び再被害防止が図られている。</p> <p>継続支援数 H19:15人 H20:21人 H21:21人</p>
(5) 少年被害者等の相談・治療のための専門家・施設等の周知	子育てに関する相談の周知について、県、市町村の広報、児童虐待防止キャンペーンの実施などにより周知した。	今後とも周知内容を充実させ引き続き周知を図っていく必要がある。
(6) 犯罪被害者等に対する医療機関に関する情報の周知	「あきた医療情報ガイド」等により、医療機関、薬局等の情報を提供している。	提供する情報により利便性が図られた。
(7) 性犯罪被害者保護に資する産婦人科医ネットワークの運営	産婦人科医師と警察とのネットワークを構築し、毎年、管轄警察署からネットワークに加盟する産婦人科医院等に対し協力依頼を実施するとともに、女性医師の有無、夜間診療の有無等を確認し各警察署間で情報を共有することで、被害者の精神的負担を軽減するとともに、性犯罪事案発生時の適正な捜査を推進している。	将来の公判を見据えた厳正適切な資料採取の取扱い及び立証方法について、日本産婦人科医会秋田支部との連携などにより、産婦人科医師に対して十分説明し、より一層の理解と協力を求める必要がある。
(8) 犯罪被害者等の受診情報の適正な取扱い	医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査等を通じて、患者に係る個人情報の管理については適切に取り扱うよう指導している。	患者のプライバシー保護について医療機関及び医療関係者の理解は得られている。
<b>2 安全の確保（法第15条関係）</b>		
(1) 加害者に関する情報提供の拡充		
ア 検察官、行刑施設、地方更生保護委員会及び保護観察所から秋田県警察に対する連絡の一層の円滑化を依頼	<p>平成17年11月から始まった公判前整理手続き、平成21年10月及び平成22年5月の裁判員裁判等の司法制度改革等に伴い、検察官及び事務官との会議を重ねているほか、専科教養において検察官の講演を依頼するなど、各種会議等を通じ連携を密にし、連絡の円滑化を図っている。(刑企課)</p> <p>「警察・検察交通連絡協議会」の開催を通じ、検察庁との情報の共有及び連絡を密にして、加害者の処分状況等の各情報を適切に受けるなど、被害者等に対して適切に連絡している。(交指課)</p>	<p>検察庁等から必要な情報を適切に受けるなど、事件取扱警察署及び本部事件主管課と検察官との円滑な連携・連絡がとられ、再被害の防止等が図られている。(刑企課)</p> <p>検察庁等から必要な情報を適切に受けるなど、事件取扱警察署及び本部事件主管課と検察官との円滑な連携・連絡が図られている。(交指課)</p>
イ 子どもへの暴力的性犯罪者の出所情報に基づく秋田県警察による再犯防止対策の推進	被害者の居住地を管轄する警察署と連携を図り、加害者の居住状況などについて被害者の要請等により、その動静等について、適時情報提供を実施することとしている。	適時、加害者の所在等の情報提供を行うことにより、再被害防止及び被害者の不安解消が図られる。
(2) 犯罪被害者等に関する情報の保護		
ア 法廷で性犯罪の被害者等について仮名を用いる制度等現行制度の周知	性犯罪の被害者等に対し、対応した警察官が「被害者の手引き」を配付し、同手引きに基づいて捜査の流れ、公判までの手続、被害者が裁判で利用できる制度等について具体的に説明し、不安解消を図っている。	<p>被害者等の精神的負担の軽減を図るため、被害者等に対応する警察官に対し、専科教養や巡回教養等を通じ、被害者支援に関する指導・教養をきめ細かく実施し、被害者等に適切に対応している。</p> <p>裁判員裁判に対応すべく、今後は「被害者の手引き」を活用した説明のみならず、公判ビデオや画像を活用するなど視覚に訴えるような説明を実施し、被害者がより具体的に公判状況を実感できるよう情報提供の充実に努める必要がある。</p>

調査項目（基本計画で示した施策の内容）	これまでの取組	効果のあった点・課題・問題点
<p>イ 住民基本台帳担当窓口への住民基本台帳の閲覧制度の周知等</p> <p>ウ 秋田県警察による被害者の実名発表、匿名発表について個々具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮</p>	<p>被害者等に対し、ストーカー規制法及び配偶者暴力防止法による援助について説明し、必要とする被害者等へ援助を実施するとともに、関係機関との連携を強化し、被害者等の安全確保に努めている。</p> <p>報道発表時の慎重な対応について、各所属広報担当者に対する指導教養を徹底しているほか、必要に応じた報道関係者に対する状況説明等により理解を求め、被害者情報の保護に努めている。</p>	<p>住民基本台帳閲覧制限措置の支援について、市町村の窓口担当者の制度に関する理解不足が散見されることから、より一層当該制度に関する情報提供及び連携に努める必要がある。</p> <p>広報担当者への指導教養を推進、強化した結果、被害者保護に対する認識及び対応要領が浸透し、当事者間の無用な紛議事案の防止が図られた。</p>
<p>(3) 被害直後の保護、再被害の危険回避のための施設の整備</p>	<p>夫等の暴力により、女性相談所の一時保護所や母子生活支援施設、婦人保護施設に入所し、一時的な保護（緊急一時保護委託を含む）による対応をしている。児童虐待は、児童養護施設を中心に乳児院や児童自立支援施設に入所している。児童養護施設（2ヶ所）、乳児院において、できる限り家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視したきめ細やかなケアを提供するため、小規模グループケアを実施している。また、老朽化が進んでいる母子生活支援施設、児童養護施設の改修について検討を行っている。</p>	<p>虐待件数等は全国的にも増加傾向にあり、引き続き迅速な対応などを促進していく必要がある。また、DVについても、全国的に配偶者暴力支援センターにおける相談件数や婦人（女性）相談所における一時保護件数が増加傾向にあり、引き続き同様の促進が必要。老朽化している施設の改修について、県として支援を行う必要がある。</p>
<p>(4) 再被害防止措置の推進</p>	<p>秋田県警察再被害防止要綱（H19.7改正）に基づき、加害者から再犯による生命又は身体に関する犯罪被害を受けるおそれが大きく、組織的・継続的な再被害防止措置が必要と認められる被害者を「再被害防止対象者」に指定するなど、制度の適切な運用を図っている。（共通）</p>	<p>再被害を受けるおそれの大きい被害者を「再被害防止対象者」に指定し、被害者が要望する必要な措置を行い、安全の確保を図っている。（共通）</p>
<p>(5) 暴力団等から危害を被るおそれのある方に対する危害の未然防止</p>	<p>「秋田県警察保護対策実施要綱」に基づき、保護対象者を指定するとともに、暴力団等による危害行為の未然防止対策を推進している。</p>	<p>平成18年から平成22年までの間、暴力団等による犯罪の被害者・関係者、暴力団排除活動関係者、暴対法運用関係者等を保護対象者に指定し、緊急通報装置の設置、連絡の励行による不安の解消等保護対策の推進に努めた。</p>
<p>(6) 再被害防止に向けた関係機関の連携の充実</p>		
<p>ア DV被害者、被虐待児童等の保護に関する秋田県警察、女性相談所及び児童相談所の連携の充実</p>	<p>DV被害者の自立支援に向けた支援の充実を目指し、女性相談所が県内6地区で配偶者暴力支援ネットワーク会議を開催。警察、医療機関、市町村、児童相談所等関係機関との連携強化を図っている。年々、参加機関、参加者数は拡充している。（H21、216名参加）</p> <p>・11月をDV防止推進月間とし、研修会、街頭キャンペーン等県内4地区で実施しDV防止のための啓発活動を実施。</p> <p>・その他、二次被害防止の防止、相談担当職員のスキルアップを目的にDV相談業務担当職員の専門研修（H21：160名参加）、被害者にとって身近な相談機関である市町村の被害者支援対策の充実を目指して市町村担当職員研修（H21新規 48名参加）、県のDV防止対策を推進するためのDV防止対策連絡協議会（H21新規 28名参加）など開催し、関係機関との連携強化を図っている。</p> <p>被虐待児童の保護にあたっては、秋田県警察、児童相談所、女性相談所を含めた関係機関により秋田県要保護児童対策地域協議会での情報交換を行うほか、各市町村の設置する要保護児童対策地域協議会において、管轄警察署、児童相談所を含む関係機関が連携し対応にあっている。</p> <p>また、11月の児童虐待防止月間においても、関係機関と一緒に啓発活動を行っている。</p>	<p>配偶者暴力支援ネットワーク会議については、年々参加機関、参加者数が増加しており、連携強化が図られてきている。</p> <p>被虐待児童の保護については、県内全市町村に要保護児童対策地域協議会が設置され、地域での対応が進んでいるところであるが、その一方開催回数が少ない市町村もあり、協議会の運営の活性化を図る必要がある。</p>
<p>イ 秋田県警察と学校等関係機関の通報連絡体制、児童虐待防止ネットワークの活用等</p>	<p>学校・警察連絡制度により、少年の逮捕等、学校への影響が大きいのと思われる事案について、警察からの情報提供を受け、加害生徒、その保護者に対する指導・支援の充実にあっている。</p> <p>警察本部より「学校等に対するEメールによる事件等情報」を得ており、不審者情報など防犯上の注意を喚起するため、当該から該当する学校へ情報を提供している。 21年42件</p>	<p>警察からの情報提供により、加害少年やその保護者に対する迅速かつ適切な支援を行うとともに、二次被害等による被害の拡大防止に結び付いた。</p> <p>不審者情報などを保護者生徒に知らせることで、注意を促したり、事件に遭遇したときの対処方法を指導する機会となっている。</p>
<p>イ 秋田県警察と学校等関係機関の通報連絡体制、児童虐待防止ネットワークの活用等</p>	<p>警察が把握した児童・生徒に関する非行事案について、対象児童等の再非行の防止と健全育成に資することを目的として、教育現場における適切な事後指導の措置が行われるために必要と認められる情報を提供している。</p>	<p>学校通報制度に基づき、警察から学校に児童・生徒に関する非行事案を通報することにより、再非行防止が図られている。</p> <p>また、学校と警察の相互連絡制度である学校警察連絡制度の協定締結に向け協議中である。</p> <p>通報件数 H18:18件 H19:12件 H20:10件 H21:6件</p>

調査項目（基本計画で示した施策の内容）	これまでの取組	効果のあった点・課題・問題点
<p>(7) 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等</p> <p>ア 秋田県警察における職員の知識・技能の向上</p> <p>イ 学校関係者における早期発見・早期対応のための体制整備</p>	<p>警察学校において、各警察署の担当職員に対する専科教養を実施し、知識・技能の向上を図っている。また、警察庁資料を基に児童虐待対応マニュアルや同事案捜査要領を作成し、部内ネットワークの掲示板に掲示し、職員が誰でも閲覧・活用できるようにしているとともに、夜間の突発事案に対しては、上記マニュアルの抜粋資料を各署当直室に備え付け適切な対応に万全を期している。</p> <p>各小・中学校へ教師用指導資料「子どもを虐待から守るために」を作成・配布し、通告義務等、適切な対応に努めるよう周知徹底を図っている。また、スクールソーシャルワーカーを教育事務所に配置し、児童相談所等関係機関と連携した対応を促進している。</p> <p>児童虐待があった場合の関係機関への通告義務の徹底を図よう学校を指導している。（教高-2413、H22.2.1）</p>	<p>各種教養等により、児童虐待事案への適切な対応が図られているところ、今後は、警察職員全員に対する知識・技能の向上対策を推進し、より一層児童虐待事案対応の適正化に努める。</p> <p>児童虐待に関する各小・中学校の危機意識が高まり、早期発見・早期対応が図られ、児童相談所等の関係機関と連携した適切な対応に結び付いている。</p> <p>・関係機関との連携が強化されつつある。 ・教職員の対応に関する研修等をさらにすすめる。</p>
<p>(8) 再被害の防止に資する教育の実施等</p>		
<p>ア 非行少年等の立ち直り支援事業</p>	<p>非行少年に対して児童相談所において相談支援をしており、必要に応じて児童自立支援施設への措置を行うなど非行少年の自立支援を行っている。</p>	<p>児童自立支援の取組みにより非行からの少年の立ち直りが図られている。</p>
<p>イ 子育てに関する学習講座の中における児童虐待の防止に資する親等の学習支援の充実</p>	<p>児童相談所で実施している「親支援プログラム（ノーパディズ・パーフェクト・プログラム）」を通じ、親の養育力の向上を図っている。</p>	<p>養育力を高めるとともに児童虐待防止にも効果があり、参加した保護者からは大変評判がよいことから、引き続き事業を継続する。</p>
<p><b>3 保護、捜査、公判における配慮の充実等（法第19条関係）</b></p>		
<p>(1) 秋田県警察等における職員に対する研修の充実及び施設の改善等</p>	<p>毎年、警察学校において、各警察署等の被害者支援に従事する職員を対象とした「被害者支援専科」を実施し、被害者支援施策等の講義や被害者等による講演を実施しているとともに、年度当初に被害者支援員が各警察署等を巡回し教養を行っているほか、被害者支援に携わっている精神科医による講演会を開催(H19)するなど、職員に対する意識啓発及び教養を推進している。</p> <p>また、被害者等の思いを綴った「犯罪被害者等の手記」、県警が行う各種被害者支援制度を網羅した「被害者支援員マニュアル」、実際の被害者支援経験に基づく「被害者支援体験記」等を作成・配布するとともに、部内ネットワークに掲載するなど、各種資料等を活用した教養を実施している。</p> <p>施設の改善については、警察本部に「犯罪被害者相談室」(H19)を設けたほか、警察署の新築に際し被害者用事情聴取室を設置しているなど、被害者等の負担軽減を図っている。</p>	<p>各所属において、機会を捉えて教養を行い、適切な被害者支援の推進を図っているところ、今後は、警察官として初期の段階から被害者支援に対する理解等を深めるため、初任科生を対象とした教養を実施し、より一層被害者支援の充実に努める。</p> <p>研修実施状況 H18:53日、H19:51日、H20:80日、H21:160日</p>
<p>(2) 性暴力被害者等に対応するための女性の捜査官の配置</p>	<p>平成18年から各警察署の被害者支援係に女性警察官を配置するとともに、直接支援を行う被害者支援員に、女性警察官等の指定を増やすなど、女性被害者の精神的負担の軽減及びより一層きめ細かな被害者支援の推進を図るための体制強化を図った。</p> <p>被害者支援員数(女性) H18:46人 H21:63人</p> <p>性犯罪被害者の心情に配慮した適切な対応が行えるよう、警察本部捜査第一課に2人の女性警察官を配置しているほか、各警察署においては、県内38人の女性警察官を性犯罪捜査担当者に指定し、性犯罪被害者からの届出受理、被害者支援、被害相談の対策等を強化している。</p>	<p>性犯罪被害者等への対応については、女性警察官が病院等への付添いや事情聴取等を担当するなど、性犯罪被害者等の心情等に配慮し、二次被害の防止を図っている。</p> <p>性犯罪発生件数 H18:31件 H19:37件 H20:37件 H21:23件</p> <p>性犯罪捜査担当に指定されている女性警察官の中には、捜査経験や被害者支援の経験が少ない者も含まれているが、警察学校における専科教養、各警察署への巡回教養等、随時きめ細かい教養を実施し、被害者の心情への理解を深めるとともに、捜査員の技能向上に努め、適切な被害者対応を行っている。</p>
<p>(3) ビデオリンク等の犯罪被害者等に配慮した制度の周知</p>	<p>各種支援制度を網羅した「被害者の手引き」を作成し、被害者等に配布・説明を行い、被害者等が必要とする情報の提供に努めているほか、同制度を必要とする被害者等に対して、具体的に教示し制度の周知を図っている。</p>	<p>「被害者の手引き」の配布及びその説明等を行うことにより、各種被害者支援制度を被害者等が認識し、必要とする制度を利用するなど、被害者等への情報提供の方法として非常に有効である。</p>
<p>(4) 民生・児童委員、公的シェルター、看護に関わる者等に対する指導</p>	<p>適切な相談援助活動が行われるよう、毎年度、1期目の委員を対象としたステップアップ研修を3回、2期目以降の委員を対象とした中堅研修を3回、各地区の民生委員協議会の会長を対象とした研修を1回実施している。</p>	<p>守秘義務の遵守など、犯罪被害者への適切な対応について指導を徹底する。</p>

調査項目（基本計画で示した施策の内容）	これまでの取組	効果のあった点・課題・問題点
<b>第3 刑事手続への関与の充実（4 施策）</b>		
<b>1 刑事手続への関与のための犯罪被害者等に対する情報提供の充実（法第18条関係）</b>		
(1) 被害者の手引きの確実な配布及び被害者連絡制度の適切な運用	<p>年度当初の巡回教養を通じ、各種制度及び被害者の手引きの確実な配布について周知徹底を図っていると、支援を行った都度、報告書の提出を行うこととしているほか、定期的に実施状況の報告を求め、その検証を行うなど、各種制度の適切な運用に努めている。</p> <p>被害者の手引き作成部数 H18:1,500部 H19:900部 H20:300部 H21:1,000部</p> <p>被害者の手引き「犯罪被害に遭われた方へ」（刑事事件用）、「交通事故の被害者とその家族のために」（交通事件用）を作成・配布し、捜査の流れ、裁判までの手続き、裁判で利用できる制度等について説明を行うとともに、病院や裁判等への付添いなどの直接的支援を行う「被害者支援員制度」及び捜査の進捗状況等を連絡する「被害者連絡制度」を適正に運用し、被害者等が必要とする情報の提供及び支援を実施している。（共通）</p>	<p>被害者支援員制度により、公判等の付添いや各種支援制度の説明等情報提供を行うとともに、被害者連絡制度により、定期的に被害者等に必要な情報の提供を行っている。</p> <p>被害者支援員運用実績 H18:248件 H19:275件 H20:428件 H21:438件 被害者連絡実施状況 H18:193件 H19:281件 H20:347件 H21:351件</p> <p>「被害者の手引き」の配布及びその説明等を行うことにより、各種被害者支援制度を被害者等が認識し、必要とする制度を利用するなど、被害者等への情報提供の方法として非常に有効である。（共通）</p>
(2) 公判記録の閲覧・謄写、不起訴記録の弾力的開示等の制度の周知	<p>各種支援制度を網羅した「被害者の手引き」を作成し、被害者等に配布・説明を行い、被害者等が必要とする情報の提供に努めているほか、同制度を必要とする被害者等に対して、具体的に教示し制度の周知を図っている。</p> <p>また、必要とする被害者等に対し、検察庁等の支援制度を掲載したパンフレットを配布し、情報提供を図っている。（共通）</p>	<p>「被害者の手引き」の配布及びその説明等を行うことにより、各種被害者支援制度を被害者等が認識し、必要とする制度を利用するなど、被害者等への情報提供の方法として非常に有効である。（共通）</p>
(3) 少年保護事件に関する意見の聴取、記録の閲覧・謄写等各種制度の周知	<p>各種支援制度を網羅した「被害者の手引き」を作成し、被害者等に配布・説明を行い、被害者等が必要とする情報の提供に努めているほか、同制度を必要とする被害者等に対して、具体的に教示し制度の周知を図っている。</p> <p>また、家庭裁判所で作成した、「少年犯罪によって被害を受けた方へ」というリーフレットを警察本部及び警察署に備え付け、被害者の要望等に応じ配布するなど、制度の周知を図っている。</p>	<p>「被害者の手引き」の配布及びその説明等を行うことにより、各種被害者支援制度を被害者等が認識し、必要とする制度を利用するなど、被害者等への情報提供の方法として非常に有効である。</p>
(4) 検視及び司法解剖に関するパンフレットの配付等による遺族に対する説明及び配慮	<p>パンフレットは、検視を実施し司法解剖を実施することになった遺体の遺族に対し、対応した警察官が検視の内容や更に死因を特定するために解剖が必要な場合等について、その内容や埋葬までの手続を記載したパンフレットを交付・説明し、警察の調査についての疑問や手続き等への不安の解消を図っている。</p>	<p>パンフレットを交付し詳しく説明しているため、検視及び解剖に対する遺族からの苦情や問い合わせ等の申出は現在までない。</p> <p>解剖について遺族の中には、身体に傷を付けられることに対する抵抗感が否めない等の感情があることから、こうした遺族に配慮し、解剖の必要性等パンフレットの内容について、更に説明を付加するなどの検討が必要と認められる。</p>
<b>第4 支援等のための体制整備（18 施策）</b>		
<b>1 関係機関による総合的・横断的な支援活動の展開及び情報提供の充実強化（法第11条関係）</b>		
(1) 被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の推進	<p>県被害者支援連絡協議会に、少年問題、性犯罪問題及び交通事故問題に関する研究部会を設置し、専門分野における研修及び情報交換を行うとともに、協議会総会においては、各機関が行う被害者支援制度の説明や被害者等の講演等を実施し、情報の共有及び各機関が可能な支援等について研修等を行い、連携した支援の推進に努めている。</p> <p>また、地区協議会においては、県警の臨床心理士又は(社)秋田被害者支援センター支援員等を講師として、実際の被害者支援を通じた具体的な支援方法や各機関が行った支援等について講演するなど、連携の強化ときめ細かな支援の推進に努めている。</p> <p>H17:5団体増 H18:1団体増 H19:2団体増</p>	<p>協議会員である市役所等と連携し、放火事件における廃材処理、DV事件における保護施設の確保、生活保護や住民票の閲覧禁止等各種手続きを迅速に行うとともに、死体遺棄事件では、斎場におけるマスコミ対策等の警戒を行うなど、被害者等のニーズに応じ、各機関が実施できる支援を行っている。</p>
(2) 相談機関等リストの作成とインターネット等による総合的情報提供	<p>相談機関や支援制度などを照会した冊子「犯罪被害者等に対する支援を行う相談機関等のご案内」を作成し、市町村等に配付しているほか、県ホームページに掲載し、情報提供に努めている。</p> <p>県ホームページの「犯罪被害者支援」の中の「相談機関等のご案内」と「美の国秋田ネット」の「犯罪被害者等に対する支援を行う相談機関のご案内」をリンクし、広く情報提供に努めている。</p> <p>また、被害者等に「被害者の手引き」を配布・説明し、被害者等が必要とする支援の情報提供に努めているほか、関係機関から提供を受けたパンフレット等を警察本部及び警察署等に備え付け、被害者の要望等に応じた制度の周知を図っている。</p>	<p>総合的な案内冊子であることから、具体的な詳細な制度内容までの紹介ができていない。</p> <p>被害者等が必要とする支援については、「被害者の手引き」等を活用し被害者等に直接説明し、情報提供及び制度の周知を図っている。</p> <p>一方、警察庁が行った「犯罪被害者支援に関する調査研究結果」によると、被害者支援施策について「被害に遭う前から知っていた」との回答が、ほとんどの施策で1割に満たない結果となっており、各種広報媒体及びあらゆる機会を通じ、広報啓発活動を推進し、施策の普及に努める必要がある。</p>
(3) 地方公共団体による総合的対応窓口の設置等と広報の充実	<p>平成18年4月、秋田県犯罪被害者等支援基本計画施行と同時に、全国に先駆けて県及び全市町村に総合的対応窓口を設置し、各種広報、情報提供等を総合的に推進する体制を整備した。総合的対応窓口の広報については、県のホームページに掲載している。</p>	<p>市町村担当の人事異動による交代が比較的早く、新任者に総合的対応窓口担当者としての認識を持たせる必要がある。</p> <p>資質向上のために年2回研修会を実施</p>

調査項目（基本計画で示した施策の内容）	これまでの取組	効果のあった点・課題・問題点
(4) 秋田県警察等における相談体制の強化と情報提供の充実	<p>相談電話「#9110」やレディース通話110番、やまびこ電話などの各種窓口で相談に応じているほか、チャイルド・セーフティ・センターの新設により少年問題の相談機能を充実させた。(広広課)</p> <p>「やまびこ電話」のほか、平成21年4月から秋田拠点センター「アルゲ」3階に設置したチャイルド・セーフティ・センターにおいて24時間体制で少年相談に応じているとともに、各警察署少年サポートセンターにおいて、少年補導職員が少年相談に応じている。(少年課)</p> <p>「サイバー犯罪相談電話」「サイバー犯罪相談メール」を設置し、24時間（夜間は総合当直）体制で相談等に対応しているほか、県警ホームページに相談電話の電話番号やメールアドレスを掲載し、周知を図っている。(生環課)</p> <p>「レディース通話110番」の相談電話を設置し、24時間（夜間は総合当直）体制で相談等に対応し、性犯罪被害の潜在化の防止と被害者の精神的負担の軽減を図っているほか、同相談電話については、県警ホームページに掲載するとともに、各種パンフレット等を通じて周知を図っている。(捜査一課)</p> <p>警察本部及び(財)暴力団壊滅秋田県民会議に暴力団に関する専用相談電話を設置し、県警では24時間（夜間は総合当直）体制で相談等に対応しているとともに、(財)暴力団壊滅秋田県民会議では新聞広告等への掲載、秋田駅前でのチラシの配布等による広報活動を実施し、相談業務の周知を図っている。(組対課)</p>	<p>匿名でも受け付けることから、気兼ねなく相談者が相談できる窓口であり、相談者の立場に立った受理体制が構築されている。(広広課)</p> <p>相談者の住所地にかかわらず、また、匿名であっても相談に応じ関係機関の紹介や指導助言、関係警察署への引継ぎ等により相談者の要望に応えている。(少年課)</p> <p>少年相談受案件数 H18:396件 H19:449件 H20:462件 H21:639件</p> <p>ワンクリック詐欺等の相談を多数受け、その都度適切な指導を実施し、被害の未然防止に図られている。</p> <p>秋田県のサイバー相談電話であるが、警察総合のサイバー相談電話と思い込み全国から相談があることが問題となっている。(生環課)</p> <p>性犯罪被害者は、深刻な精神的被害を受け、羞恥心等から誰にも相談できず、被害が潜在化する傾向にあるため、女性警察官が担当し、匿名であっても相談に応じ、個々具体的に防犯指導やアドバイスができる同相談電話は非常に有効である。</p> <p>また、相談内容の多様化により、よりの確な対応が求められるため、相談受理担当者の聴取技術の向上と代理被害の回避能力の修得が求められる。(捜査一課)</p> <p>相談受案件数 H18:215件 H19:192件 H20:173件 H21:209件</p> <p>(財)暴力団壊滅秋田県民会議において、暴力団に係る不当要求行為、暴力団排除、その他悪質商法、ヤミ金、民事問題等多種多様の相談に応じるとともに、法律に係る専門的な問題については、暴力団放相談員の弁護士と協力するなど、早期解決に寄与している。(組対課)</p> <p>相談受案件数（警察本部及び県民会議） H18:241件 H19:240件 H20:216件 H21:186件</p>
(5) 法務局：「子どもの人権110番」及び「子どもの人権相談委員」の活用・充実	<p>県においては児童相談所で「子ども電話相談」(H21-323件)、「24時間365日電話相談」(H21-293件)を実施した。</p>	<p>県の児童相談所では児童虐待相談を担っているが、今後とも虐待を早期発見・通報義務周知など一層の啓発により早期対応の充実を図っていく。</p>
(6) 学校における相談対応能力の向上	<p>ア 警察署、児童相談所等との連携に基づく教育委員会による犯罪被害者等支援に関する情報提供の促進</p> <p>通知等による情報提供、生徒指導に関する研修、生徒指導推進会議等による関係機関との連携等を通して行っている。</p> <p>県警本部と保健体育課の人事交流により、情報の共有化に努めており、必要に応じて情報交換を図っている。</p> <p>イ スクールカウンセラーの配置、学校内における教員等の相互の連携強化による相談体制の充実</p> <p>中学校にスクールカウンセラー(実人員35人・66校)や「心の教室相談員」(実人員22人26校)を配置。広域カウンセラーを配置するとともに、教育相談担当者を明確化するなどして学校における教育相談体制の充実を図っている。</p> <p>県内6拠点校にスクールカウンセラーを配置(24人)し、希望する対象校へも派遣している。</p>	<p>警察署や児童相談所等の関係機関と連携し、被害・加害児童生徒の指導・支援が行われている。</p> <p>教育委員会と警察の連携により、犯罪の抑止効果も見られる。</p> <p>事件、事故等による不安や悩みを抱えた児童生徒、保護者に対して、心のケアを図るなど迅速かつ適切に対応することができた。</p> <p>・問題を抱える生徒の精神的なケアが行われるようになった。 ・勤務時間が短く、十分なカウンセリングが行えないこともある。</p>
(7) 教育センター、教育相談所等への専門家の配置及び相談窓口の設置	<p>元校長等の教職経験豊かなスーパーアドバイザーを8人配置し、研修講座や研修員を指導している。センターの担当の指導主事とスクールソーシャルワーカー1人が、来所者の悩みや課題など来所相談(21年 生徒指導116件、特別支援175件)を行った。スクールソーシャルワーカーが地域の学校を訪問し、各校の児童生徒の状況を把握し、必要に応じて個々の面談等を行った。</p> <p>すこやか電話相談により、21年645件(教育センター286件、教育事務所359件)の相談対応しており、高校教育課で取りまとめている。</p>	<p>嘱託医の精神科と小児科の医師を交互に招き、年間10回のケース検討会を行い、相談業務の充実と改善に役立てている。しかし、当センターの相談担当職員の中に医療関係者や臨床心理士は配置されておらず、診断や治療を求める声に応えることはできていない。</p> <p>学校で対応しきれない相談に応じてもらっている。</p>

調査項目（基本計画で示した施策の内容）	これまでの取組	効果のあった点・課題・問題点
(8) 教育委員会による少年サポートセンター、児童相談所、福祉事務所等に関する情報提供の促進	<p>通知等による情報提供や、総合教育教育センターで新任の生徒指導主事への研修会を年1回開催(義務教育課)しているほか、各教育事務所でも年1回生徒指導推進会議を行うなど関係機関との連携等を通して行っている。</p> <p>児童虐待や生活上の対応など必要に応じて各機関に相談を実施している</p>	<p>警察署や児童相談所等の関係機関と連携し、被害・加害児童生徒の指導・支援が行われている。</p> <p>保護者に問題がある場合など、生徒を守るために役立っている。</p>
(9) 関係機関等との連携に基づく精神保健福祉センター、保健所、医療機関等による犯罪被害者支援等に関する情報提供の促進及び相談能力の向上	<p>精神保健福祉センター、保健所においては、関係機関と連携・協力を図りながら、相談対応を行っている。また、研修会への参加等により相談能力の向上に努めている。</p>	<p>犯罪被害に関する相談件数は少ない。</p>
(10) 犯罪被害者等の自助グループの紹介等	<p>秋田県ホームページ「美の国秋田」において、(社)秋田被害者支援センターのホームページとリンクし、自助グループ情報等の紹介に努めている。</p> <p>交通死亡事故の遺族に対し、自助グループ「交通死亡事故被害者の会」について説明し、希望した遺族を、自助グループの支援を行っている(社)秋田被害者支援センターに紹介し、遺族の要望等の実現を図るとともに、自助グループの開催時には、被害者支援室の臨床心理士を派遣し、遺族等の精神的ケアを行うなど、自助グループの活動の支援を行っている。</p>	<p>(社)秋田被害者支援センター等との情報の共有を図り、より良い提供の方法を進めていく。</p> <p>交通死亡事故遺族に対し、自助グループの紹介を行った結果、平成16年4月立ち上げ以降13人が新規に会員になるなど、被害者等の要望の実現が図られている。</p> <p>会員数 H16:5人 H21:18人</p>
(11) インターネットその他各種媒体を通じた犯罪被害者等の保護・支援のための制度・団体等の周知	<p>秋田県ホームページ「美の国秋田」において、犯罪被害者等支援に関する施策や運動、相談機関等の情報を提供しているほか、秋田県警察(社)秋田被害者支援センター及び内閣府犯罪被害者支援室のホームページとリンクさせ、総合的な被害者支援の周知に努めている。</p> <p>県警が行う各種被害者支援施策について、県警ホームページの「犯罪被害者支援」に掲載しているとともに、警察庁、県及び(社)秋田被害者支援センターとリンクし、被害者等が求める情報の提供に努めている。</p> <p>また、被害者等に「被害者の手引き」を配布・説明し、被害者等が必要とする支援の情報提供に努めているほか、関係機関から提供を受けたパンフレット等を警察本部及び警察署等に備え付け、被害者の要望等にに応じた制度の周知を図っている。</p>	<p>他団体等とのホームページのリンクだけでなく、被害者支援に関する情報内容をより充実させていく。</p> <p>被害者等が必要とする支援については、「被害者の手引き」等を活用し被害者等に直接説明し、情報提供及び制度の周知を図っている。</p> <p>一方、警察庁が行った「犯罪被害者支援に関する調査研究結果」によると、被害者支援施策について「被害に遭う前から知っていた」との回答が、ほとんどの施策で1割に満たない結果となっており、各種広報媒体及びあらゆる機会を通じ、広報啓発活動を推進し、施策の普及に努める必要がある。</p>
(12) 性犯罪及びストーカー被害者に対する支援の充実	<p>平成18年度から「働く女性の身を守る研修会」を各警察署単位で年2回を目処に実施し、女性が被害に遭いやすい性犯罪やストーカー等の防犯対策及び被害に遭った場合の対応等について教養を行うとともに、各種機会を捉え指導・教養を実施し、被害者に対する適切な対応・支援に努めている。</p> <p>実施数(参加者数)：H18:31回(1,320名) H19:35回(1,485名) H20:44回(2,098名) H21:43回(2,813名)</p> <p>法に関するリーフレットを作成し、被害者及び研修会参加者等に配付し、制度の周知を図っている。</p> <p>リーフレット作成数：女性安全対策 H18～H21 3,000部(各) ストーカー対策 H20 3,000部 H21 2,000部</p> <p>被害者に対する定期的な連絡を行うとともに、各種資機材(ココセコム、監視警戒システム)を活用した被害者支援を実施し、被害者の精神的負担の軽減及び再被害防止を図っている。</p> <p>県内38人の性犯罪捜査担当者(女性警察官)を対象に、毎年、県警察学校において「性犯罪捜査専科」を実施し、被害者の心情への理解を深めるとともに、捜査員の捜査技能及び被害者対応能力の向上を図り、被害者の負担軽減に努めている。</p> <p>また、よりきめ細かな指導・教養の充実のため、各警察署への巡回教養及び女性警察官の捜査担当者を招致しての刑事実戦塾を開催(予定)し、個々の捜査員の技能向上及び被害者に対する適切な対応に努めている。</p>	<p>法の周知により、潜在化していた被害者が顕在化することにより、当該被害者への支援が可能になるとともに、担当者への指導教養等により、定期的な連絡やココセコムの貸与等、被害後の早い段階から被害者の必要とする支援が実施されており、被害者の不安軽減及び再被害防止等適切な対応が図られている。</p> <p>性犯罪捜査担当に指定されている女性警察官の中には、捜査経験や被害者支援の経験が少ない者も含まれているが、警察学校における専科教養、各警察署への巡回教養等、随時きめ細かい教養を実施し、被害者の心情への理解を深めるとともに、捜査員の技能向上に努め、適切な被害者対応を行っている。</p>

調査項目（基本計画で示した施策の内容）	これまでの取組	効果のあった点・課題・問題点
(13) 犯罪等による被害を受けた児童生徒に対する支援の充実	<p>家庭訪問による継続的な支援、市町村教育委員会で適応指導教室などの研修会を年1回の開催や、事案発生した際にケース会議を開催し、教育センターや北・中央・南教育事務所のスクールソーシャルワーカーなど必要に応じて対応しているが、関係機関と連携等して被害児童生徒の支援に当たるよう会議、学校訪問等で指導・啓発している。</p> <p>スクールカウンセラー（24人）による精神的ケアを図っている。</p>	<p>教職員やスクールカウンセラー等の相談員、関係機関が連携し、被害児童生徒の心のケアや学習支援等により、学校復帰等に結び付いている。臨床心理士の人員確保や学校の配置時数の一層の充実が課題である。</p> <p>高校のスクールカウンセラーが不足しているため、義務教育課の広域カウンセラーを活用してケアにあたっている。</p>
<b>2 調査研究の推進並びに犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等（法第21条関係）</b>		
(1) 地方公共団体等関係機関における犯罪被害者等支援担当者への研修の充実	<p>平成18年4月に、県及び各市町村に総合的対応窓口を設置し、各種広報、情報提供等を総合的に推進する体制を整備するとともに、担当者の知識、技能等の拾得のため、県主催により市町村職員、地域振興局職員、警察職員等を対象に総合的対応窓口担当者研修会を実施している。（18～19年度は（社）秋田被害者支援センター予算）また、秋田被害者支援センター主催による県内3ブロックに分けた同様の研修会を実施（共催）している。</p> <p>総合教育センターによる生徒指導に関する研修講座を実施し、犯罪等による被害児童生徒への対応の充実を図っている。</p> <p>毎年、全市町村の担当者等を対象とした研修会を開催しているほか、（社）秋田被害者支援センターが主催し、各ブロック別（県北、中央、県南）の市町村担当者等を対象とした研修会を開催するなど、研修の充実に取り組んでいる。</p>	<p>県・市町村ともに、定期人事異動による総合的対応窓口担当者の交代が早く、ベテランの育成は難しいことから、研修会においては、新任研修的な意味合いをもたせた研修内容、プログラムに心がけている。</p> <p>資質向上を図るため、全県を対象とした研修会と各地区（3地区）での研修会を実施している。</p> <p>警察署や児童相談所等の関係機関と連携し、被害・加害児童生徒の指導・支援が行われている。</p> <p>研修等を通じ、被害者等への理解及び被害者支援の重要性の認識が図られ、被害者等のニーズに応じた支援が実施されているほか、（社）秋田被害者支援センターの被害者支援活動に対する理解も得られ、継続的な財政支援に繋がっている。</p> <p>DV事件における保護施設の確保、生活保護や住民票の閲覧禁止等各種手続き            斎場における関係者以外の者の警戒</p>
(2) 犯罪被害者等支援担当者の育成の在り方についての検討	<p>総合教育センターによる生徒指導に関する研修講座を実施し、犯罪等による被害児童生徒への対応の充実を図っている。日頃の指導等の中で犯罪被害等に対応している。</p> <p>各研修会等の実施に当たっては、研修参加者に何を学んでもらうのかテーマを定め、研修のカリキュラムを検討・作成するとともに、講師等に対しては、テーマに沿った内容となるよう依頼し、目的を明確にした研修会の開催に努めている。</p>	<p>警察署や児童相談所等の関係機関と連携し、被害・加害児童生徒の指導・支援が行われている。</p> <p>研修の実施に当たっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被害者等の心情、受けた痛み、置かれた実態等への理解</li> <li>総合的対応窓口の役割</li> <li>市町村における被害者支援</li> </ul> <p>に重点を置き実施している。被害者等のニーズに応じた支援事例もあるなど、研修の効果が表れている。</p>
<b>3 民間の団体に対する援助（法第22条関係）</b>		
(1) （社）秋田被害者支援センター等民間団体に対する地方公共団体等による財政的支援の充実及び連携の強化等	<p>同センターに対し、広報啓発活動、直接的支援活動及び相談活動を委託するとともに、被害者等に対し、県警が公費で負担できない経費について、同センターが補助を行う「特別支援事業」を実施するなど、同センターの効果的な活用を含めた官民一体となった総合的な被害者支援活動の推進を図っている。</p> <p>また、各市町村にあつては、同センターの果たす役割の重要性に鑑み、同センターの活動経費の一部を負担しているほか、市町村及び警察署等に同センターの募金箱を設置するなどの財政的支援を行っている。</p> <p>さらに、同センターのボランティア養成事業にあつては、県警の臨床心理士を派遣し、養成カリキュラムを検討するとともに、講師を努めるなど、連携及び支援を行っている。</p>	<p>同センターに対し業務委託を行うとともに、市町村に対し同センターへの財政的支援の働きかけを行った結果、平成18年度から負担金が増加し、活動基盤の充実が図られた。</p> <p>また、財政基盤の充実により、特別支援事業の拡充を図るなど、被害者等のニーズに沿った支援活動等の充実が図られた。</p> <p>委託費            H18:2,054千円（負担金） H19:3,043千円 H20:2,996千円            H21:2,372万円            市町村負担金            H18:172万円(146万円増) H19:236万円 H20:234万円            H21:231万円            特別支援事業 13人(15回) 約60万円</p>

調査項目（基本計画で示した施策の内容）	これまでの取組	効果のあった点・課題・問題点
(2) 被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークに対する支援	<p>県被害者支援連絡協議会に、少年問題、性犯罪問題及び交通事故問題に関する研究部会を設置し、専門分野における研修及び情報交換を行うとともに、協議会総会においては、各機関が行う被害者支援制度の説明や被害者等の講演等を実施し、情報の共有及び各機関が可能な支援等について研修等を行い、連携した支援の推進に努めている。</p> <p>また、地区協議会においては、市町村の関係機関が会員となっており、県警職員等が講師となり、実際の支援を通じた関係機関が可能な支援について研修等を行っている。</p> <p>H17: 5 団体増 H18: 1 団体増 H19: 2 団体増 市町村の総合的対応窓口担当課は、各地区被害者支援連絡協議会の会員となっている。</p>	<p>協議会員である市役所等と連携し、放火事件における廃材処理、DV事件における保護施設の確保、生活保護や住民票の閲覧禁止等各種手続きを迅速に行うとともに、死体遺棄事件では、斎場におけるマスク対策等の警戒を行うなど、被害者等のニーズに応じ、各機関が実施できる支援を行っている。</p>
第5 県民の理解の増進と配慮・協力の確保（10 施策）		
1 県民の理解の増進を図るための広報		
(1) 学校における犯罪被害者等支援及び犯罪抑止教育等の充実	<p>通知等による情報提供、生徒指導に関する研修、生徒指導推進会議等による関係機関との連携等を通して行っている。</p> <p>一人一人の人間としての成長を支援し、基本的な生活習慣を確立するため、服装も含めて高校生の校外でのマナー指導について、「こころ 姿 振る舞い さわやか高校生」運動を展開し、指導の強化に努めています。スカート丈のような整容面では、保護者の理解を得ながら一体となって指導にあたっている。</p>	<p>警察署や児童相談所等の関係機関と連携し、被害・加害児童生徒の指導・支援が行われている。</p> <p>・キャリア教育の充実を図り、体験活動を通して社会で生きるための力を育成していく。 ・高校生の言動や服装、校外でのマナー等に対する指導を通して、規範意識を高めている。</p>
(2) 学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進	<p>国が提唱している「命を大切にできる心」に関する実践を推進している。会議や学校訪問など様々な機会を捕らえて啓発している。小学校5年生へ「福祉の心」や日頃の道徳での指導など常に命の大切さを意識しながら指導している。</p> <p>保健体育課と連携して「ステップアップ性に関する指導（性教育）」、県警との連携で行う「命の大切さ学習教室」等を実施している。</p> <p>被害者が犯罪で受けた様々な痛み、子どもを亡くした親の思い、命の大切さ等への理解を深め、被害者への配慮や協力する意識を涵養させるとともに、規範意識の向上を図る目的で、平成19年12月の新屋高校での初めて実施以降、毎年、小・中・高等学校等を対象に犯罪被害者遺族による講演会「命の大切さ学習教室」を実施している。本教室の実施を希望する学校が多数あるため、本年度からは、遺族による講演会のほか、県警臨床心理士による同教室（6校）を実施することとし、本施策の充実を図っている。</p> <p>また、学習教室終了後、アンケートを実施し、効果の検証と学校へのフィードバックを行っている。</p> <p>H19: 1校 H20: 3校 H21: 7校 H22: 8校(6校)</p>	<p>各学校において、道徳の時間、教科や総合的学習の時間等において、「命を大切にできる心」等について実践を深め、生命の尊重に関する指導の充実を図っている。</p> <p>生涯を通じて健康で安全な生活を送るための基礎づくりになっている。</p> <p>アンケートの結果、80%以上の生徒が「被害者等の悲しみや苦しみが伝わってきた。」「命を大切にしなければならないと思った。」と回答しているとともに、70%以上が「事故や事件を起こしてはならないと思った。」「車の免許を取っても運転には気をつけようと思った。」と回答するなど、被害者等への理解を深めるとともに、命や思いやりの心の大切さ、規範意識の向上等に効果があったものであり、今後も継続的に実施する必要があるものである。</p>
(3) 学校における体験活動を通じた命の大切さの学習について調査研究の実施及びその成果の普及	<p>全校花壇や農業体験、少年自然の家や白神体験センターでの宿泊体験活動など自然や生き物にふれあい、また老人ホームへのボランティア奉仕など実施している。こうした体験や成果等を公表し、各学校における取り組みの充実を図っている。</p> <p>高校2年生までに5日程度のインターンシップまたはボランティア活動を行わせている。</p>	<p>各学校において、自然体験活動や集団宿泊体験、奉仕体験活動等の様々な体験活動を通して、生命や自然を大切にできる心等の育成に努めている。</p> <p>社会の中でともに生きる豊かなこころを育てている。</p>
(4) 学校における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の推進	<p>総合教育センターにおける研修やいじめの根絶に向けた取組、男女共同参画社会についての学習等により人権教育の充実に取り組んでいる。</p> <p>あきたスクールサイトウォッチャー事業で発見されたサイト情報を学校に知らせることで、ネットいじめなどの人権侵害などがおきないための指導を行っている。（総合教育センターで3人ネット確認）</p>	<p>各学校において、いじめの未然防止に努めるなど、個人の人権を尊重する取り組みの充実が図られている。</p> <p>情報モラル教育を通じた人権教育が行われている。</p>
(5) 家庭における命の教育への支援の推進	<p>家庭教育フォーラム開催 2 1年度 3回382人(県北・中央・県南) 講演会、親子登山など スギの子e-mail相談の実施 2 1年度 13件(生活習慣自立、家庭環境、いじめ、知能・学業・進路など)</p> <p>長期休業前に家庭へ休暇中の生活の心得や注意事項などを通知するほか、PTAの活動を通して家庭にも協力を求めている。</p>	<p>・規範意識やルールの大切さについて、家庭への啓発が進んだ。 ・家族を取り巻く社会環境が大きく変わったことから、従来とは異なったアプローチによる支援が求められている。</p> <p>家庭により教育力の差があり、その差が拡大傾向にあると感じる。</p>

調査項目（基本計画で示した施策の内容）	これまでの取組	効果のあった点・課題・問題点
(6) 子どもへの暴力防止のための参加型学習への取組	県警が開催している「非行防止教室」の実施を呼びかけるなど、児童生徒の暴力行為等の未然防止に関する取り組みの充実に取り組んでいる。	各学校において、「非行防止教室」を実施するなどして、暴力行為等の未然防止に関する取り組みが行われている。
	命を大切にすることを育む教室（県動物管理センター主催）を高校等でも実施している。H21年度は6回実施した。	動物とのふれあいの中で、命を大切にすることを育て、暴力の防止にもつながっている。
(7) 生命・身体・自由の尊重を自覚させる法教育の普及・啓発	総合教育センターの生徒指導に関する研修講座等により、法教育等による人権教育の充実に取り組んでいる。	学校にもよるが年1回程度、警察署や法務局等の関係機関と連携して研修を行うなど、人権教育の充実が図られている。
	道徳教育について学校の全体計画と年間計画を作成して対応している。	規範意識を高め、生命・身体・自由の尊重を自覚して行動できる生徒の育成を今後もすすめていく。
(8) 犯罪被害者等施策、犯罪被害者等の置かれた状況及び交通事故の悲惨さ等について県民理解の増進を図るための様々な広報媒体を通じた啓発事業の実施	犯罪被害者等に対する県民の理解の増進や適切な配慮や支援がなされ、犯罪被害者等の尊厳が守られる社会づくりの啓発をしている。また、犯罪等の被害者も加害者も出さない安全で安心なまちづくりを目的に、犯罪被害者週間にあわせ、19年度から「県民のつどい」を開催（18年度は内閣府事業国民のつどい秋田大会を開催）し、犯罪被害者等の講演や被害者等に対する手紙の朗読、パネル展示等により県民等への啓発を図っている。	秋田県犯罪被害者等支援基本計画策定後、毎年「つどい」を開催し、県民の間に定着してきている。参加者のアンケートにおいても啓発効果が認められることから、今後も継続していく必要がある。予算は法務省の人権啓発地方委託費であり、事業継続できるよう努力していく。
	県警が行う各種被害者支援施策について、県警ホームページの「犯罪被害者支援」に掲載しているとともに、ミニ広報紙、市町村広報紙等を活用し制度等の周知に努めているほか、運転免許センターに「犯罪被害者等の手記」及び「命の大切さ学習教室」を聴講した生徒が講師（遺族）に宛てた手紙等を掲示し、更新者・受験者等への広報啓発を行っている。 また、「犯罪被害者週間国民のつどい」(H18)をはじめ、安全運転管理者講習会、「空の日」、「110番の日」、「警察相談の日」等の各種行事を捉え、遺族の講演及び被害者支援の広報啓発等を実施するとともに、マスコミ等を通じ広報を行い、県民の参加及び理解の増進に努めている。	平成18年の国民のつどいには約300人が、平成19年の県民のつどいには約350人が参加し、アンケートの結果(H19:回答率43%)、90%以上が遺族等の講演が印象に残ったと回答するなど、県民の意識啓発に効果があった。今後も、各種行事の開催に当たっては、積極的に広報を実施し、少しでも多くの県民の参加を促し、被害者等に対する県民理解の増進を図る必要がある。
(9) 学校における犯罪被害児童生徒への的確な対応のための施策の促進	学校教育の指針に「緊急時の学校の対応について」を掲載するなどして各校の危機管理体制を整備するとともに、広域カウンセラーを義務教育課等に配置し、被害児童生徒等の支援に当たっている。	突発的な事故等が発生した際、対策本部を設置して組織的な対応を行ったり、臨床心理士が児童生徒等の心のケアに当たったりするなどして、事態の早期収束、学校機能の正常化を図ることができた。
	事件や自殺など緊急にカウンセリングが必要な場合には積極的に対応している。	被害者本人や保護者が学校に知られたくない等の希望があれば、学校の対応も難しい。
(10) 地域における犯罪・事故発生状況等の情報提供の実施	毎月1回、県警ホームページに犯罪統計を掲載し、秋田県内の刑法犯発生状況に関する情報提供を行っている。	各警察署別、各市町村別の刑法犯発生状況及び原因別等の交通事故発生状況を毎月掲載するとともに、声かけ事案等の不審者情報を随時掲載することにより、県民は身近な地域の発生情報を得ることができる。
	交通死亡事故発生時の速報及び毎月の交通事故発生状況を県警ホームページに掲載し情報提供を行っている。	
	ホームページ掲載件数 H18:86件 H19:83件 H20:73件 H21:76件	
声かけ事案等の不審者情報、街頭犯罪被害防止のポイント、サイバー犯罪対処方法及び振り込め詐欺の手法等について、県警ホームページに掲載し、防犯対策の参考となる情報提供に努めている。		

市町村における犯罪被害者等基本条例、見舞金条例の制定状況

平成23年3月18日現在

	市町村	基本条例	見舞金条例
1	鹿角市	平成23年4月1日施行	
2	小坂町	平成19年1月1日施行	
3	大館市	平成18年10月1日施行	平成18年10月1日施行
4	北秋田市	平成19年4月1日施行	
5	上小阿仁村	平成18年4月1日施行	
6	能代市	平成19年4月1日施行	
7	三種町	平成18年6月14日施行	
8	八峰町	平成18年9月12日施行	
9	藤里町	平成18年7月1日施行	
10	男鹿市	平成19年4月1日施行	平成20年4月1日施行
11	潟上市	平成18年4月1日施行	平成18年4月1日施行
12	五城目町	平成18年6月16日施行	
13	八郎潟町	平成18年6月8日施行	
14	井川町	平成18年6月21日施行	平成18年6月21日施行
15	大潟村	平成18年4月1日施行	
16	秋田市	平成23年4月1日施行	
17	由利本荘市	平成18年9月28日施行	
18	にかほ市	平成19年4月1日施行	平成19年4月1日施行
19	大仙市	平成18年4月1日施行	
20	仙北市	平成22年9月27日施行	
21	美郷町	平成18年4月1日施行	
22	横手市	平成18年4月1日施行	平成18年4月1日施行
23	湯沢市	平成19年4月1日施行	
24	羽後町	平成18年4月1日施行	
25	東成瀬村	平成18年4月1日施行	

## 平成22年 犯罪被害者等に対するアンケート結果の概要

県ではこれまで、平成18年4月に施行した「秋田県犯罪被害者等支援基本計画」に基づき、関係機関・団体等と連携し、犯罪被害者等のための施策を推進するとともに、県民の犯罪被害者等に対する理解と協力を得るため、各種啓発活動を展開してきました。

同計画が5年目を迎えたことから、第二次基本計画に犯罪被害者等の意見を反映させ、犯罪被害者等の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、犯罪被害に遭われた方、ご遺族からアンケートをいただきました。

アンケート結果の概要は次のとおりです。

### 1 アンケート総数 37通

#### 性別

男性	15
女性	22

#### 年代別

～20代	2	50代	8
30代	9	60代	10
40代	5	80代～	3

### 2 被害内容

殺人	11	性犯罪	3
傷害	8	D V	1
交通死亡事故	7	その他	6

\* その他（地下鉄サリン事件ほか） 無回答1人

### 3 県全体の被害者支援制度の取組への満足度

満足	4	やや不満	9	無回答	7
やや満足	11	不満	6		

### 4 県庁、各地域振興局及び市町村に設置の被害者支援総合的対応窓口の認知度

窓口を知っており、利用したことがある。	3
知っていたが、利用したことはない。	8
知らなかった。	24
無回答	2

## 5 犯罪被害者等が相談した窓口や相手

\* 複数回答あり

警察本部	16	市町村	3	家族	10
警察署	19	裁判所	4	近隣者	1
交番・駐在所	2	検察庁	5	知人・友人	7
(社)秋田被害者支援センター	5	その他の機関・団体	3	当事者	3
県の機関	1	自助グループ	1	相談せず	6

## 6 相談内容

\* 複数回答あり

健康や精神的な悩み等	16	住居の問題	1
損害や経済的問題	9	家族の問題	5
事件の捜査や加害者に関する事	21	就労の問題	2
刑事手続や裁判に関する事	8	その他	2

## 7 事件後に関わった人々の言動・態度による二次的被害

被害者等が事件後に関わりのあった人		言動・態度によって気持ちを傷つけられることが		
		なかった。又はほとんどなかった。	どちらとも言えない。	多かった。又は少しあった。
加害者関係者	18	3	1	14
警察官・検察官・裁判官等職員	25	10	2	13
病院等医療機関の職員	14	9	0	5
県・市町村の窓口職員	14	9	1	4
民間被害者支援団体、自助グループ	10	9	0	1
報道関係者	12	4	2	6
世間の声(インターネット、投書等)	8	4	0	4
近所、地域の人	20	5	6	9
同じ職場、学校等に通っている人	17	5	4	8
友人、知人	20	11	4	5
家族、親族	21	13	3	5
その他 *弁護士、宗教関係者	3	1	0	2

犯罪被害者等基本法（平成十六年十二月八日法律第百六十一号）

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

（基本理念）

第三条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第六条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

（連携協力）

第七条 国、地方公共団体、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

（犯罪被害者等基本計画）

第八条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画（以下「犯罪被害者等基本計画」という。）を定めなければならない。

2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。

（法制上の措置等）

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない。

## 第二章 基本的施策

（相談及び情報の提供等）

第十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

（損害賠償の請求についての援助等）

第十二条 国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

（給付金の支給に係る制度の充実等）

第十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

（保健医療サービス及び福祉サービスの提供）

第十四条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

（安全の確保）

第十五条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報等の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

（居住の安定）

第十六条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図

るため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

（雇用の安定）

第十七条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

（刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等）

第十八条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。

（保護、捜査、公判等の過程における配慮等）

第十九条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

（国民の理解の増進）

第二十条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようにするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国の内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十二条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

（意見の反映及び透明性の確保）

第二十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

### 第三章 犯罪被害者等施策推進会議

（設置及び所掌事務）

第二十四条 内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視すること。

（組織）

第二十五条 会議は、会長及び委員十人以内をもって組織する。

（会長）

第二十六条 会長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（委員）

第二十七条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣

が指定する者

二 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

（委員の任期）

第二十八条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第二十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第三十条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附則 抄

（施行期日）

第一条

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

秋田県生活環境部県民文化政策課  
安全安心まちづくり・交通安全班

TEL 018 - 860 - 1522

FAX 018 - 860 - 3891

Eメール kenmin-bunka@pref.akita.lg.jp

URL <http://www.pref.akita.lg.jp>

秋田県警察本部警務部警務課  
犯罪被害者支援室

TEL 018 - 863 - 1111(代表)